

第3次 米沢市食育推進計画



令和3年3月 米沢市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2

第2章 食を取り巻く現状と課題

1	生活環境の現状	3
	(1) 人口の現状	3
	(2) 世帯構成の現状	4
	(3) 肥満の現状	5
	(4) 食塩摂取量の現状	6
2	市民アンケート調査結果から見える現状	7
3	第2次米沢市食育推進計画の取組と評価	28
	(1) 計画の取組	28
	(2) 計画の評価	30
4	第3次米沢市食育推進策定に向けた基本施策	33

第3章 食育推進の考え方

1	スローガン	35
2	基本理念	35
3	計画の体系	36
4	数値目標	37

第4章 施策の展開

1	基本施策	38
	基本施策1 健康寿命の延伸につながる食育の推進	38
	基本施策2 豊かな心と感謝の心を育む食育の推進	40
	基本施策3 食を守り、次世代へつなぐ食育の推進	43
2	ライフステージに合わせた展開	47
	(1) 妊娠期	48
	(2) 乳幼児期	48
	(3) 学齢期	50
	(4) 青年期・壮年期	51
	(5) 高齢期	53

第5章 推進体制と進行管理

1	推進体制	54
2	計画の管理	57

資料編

1	食育基本法	58
2	米沢市健康長寿のまちづくり推進条例	64
3	米沢市食育推進協議会設置要綱	67
4	米沢市食育推進協議会 委員名簿	68
5	策定経過	69
6	食育に関する市民の皆様からの御意見・御要望・御提案	70
7	用語解説	74

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「食育」は知育・徳育・体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を日々実践することで、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかしながら、社会情勢の変化、世帯構造の変化や様々な生活状況により、食を取り巻く環境も変化しており、孤食や食の簡素化の増加、食習慣の乱れや偏食などによる生活習慣病の増加、また食品ロス^{*}や食の安全の問題、さらには古くから地域で育まれてきた伝統食^{*}や行事食^{*}といった食文化に対する意識の希薄化など、「食」をめぐる様々な課題が生じています。

こうした中で、食に関する知識を身に付け、健康的な食生活を実践することにより、心と身体の健康を維持し、生き生きと暮らすため、食育を通じて、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むことが重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、生活行動、公衆衛生に対する意識、働き方、娯楽・余暇活動といった行動に大きな影響を与えました。その結果、接触機会の低減や外出の自粛により、「食」のスタイルにも大きな変化が見られました。

コロナ禍で、外出が控えられることによって、高齢者は交流の機会が減るなど、低栄養予防とフレイル予防^{*}の対応も急務となっています。

さらに、持続可能な世界の実現を目指すため、経済、社会、環境の諸課題に統合的に取り組む SDGs への関心が世界的な広がりを見せるなか、SDGs と深く関わる食育の取組においても SDGs の考え方を踏まえて推進することが必要とされています。

こうした中において、国では、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、山形県においても、国の新たな計画の方向性を踏まえ、子どもから高齢者まで、県民一人ひとりの「生涯にわたる食育の実践」を促すため、令和3年3月に「第3次山形県食育・地産地消推進計画」を策定しました。

米沢市においては、食育基本法や国及び県の食育推進計画を基に、

○米沢市食育推進計画（平成23年度～平成27年度）

○第2次米沢市食育推進計画（平成28年度～令和2年度）

○「米沢市健康長寿のまちづくり推進条例」（令和元年12月）を施行し、市民誰もが健康で明るく元気に生活できるよう、「健康長寿日本一」のまちづくりを目指した取組を進めております。

これまでの取組の評価、食をめぐる現状や課題、コロナ禍における社会情勢の変化、SDGs などの理念を踏まえ、第3次米沢市食育推進計画を策定するものです。

※は用語解説に記載している用語です。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置付けられるとともに、国の「第4次食育推進基本計画」、県の「第3次山形県食育・地産地消推進計画」に基づき、本市における食育のあるべき姿を示し、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定します。

また、本市の「米沢市まちづくり総合計画」をはじめ、関連する計画と整合を図るものとします。

食育に関連する関係法令、計画、条例

- 【国】食育基本法（平成17年7月施行）
- 【国】第4次食育推進基本計画（令和3年3月策定）
- 【山形県】第3次山形県食育・地産地消推進計画（令和3年3月策定）
- 【米沢市】米沢市健康長寿のまちづくり推進条例（令和元年12月制定）

米沢市

米沢市まちづくり総合計画

米沢市民健康づくり運動計画

米沢市食育推進計画

米沢市の主な関連計画

- | | |
|----------------------|--------------|
| ○米沢市農業振興計画 | ○米沢市教育振興基本計画 |
| ○米沢市環境基本計画 | ○米沢市観光基本計画 |
| ○米沢市子ども・子育て支援事業計画 | |
| ○米沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | |

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年（2025年度）度までの5年間とします。ただし、計画期間中に社会経済情勢の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

米沢市食育推進計画
平成23～27年度

第2次
米沢市食育推進計画
平成28～令和2年度

第3次
米沢市食育推進計画
令和3～7年度

第2章 食を取り巻く現状と課題

第2章 食を取り巻く現状と課題

I 生活環境の現状

(1) 人口の現状

本市の人口は、年々減少傾向にあり、令和2年には8万人を下回りました。

内訳を見ると、64歳以下の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口及び高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加傾向にあり、人口減少に加え、少子高齢化が進んでいます。

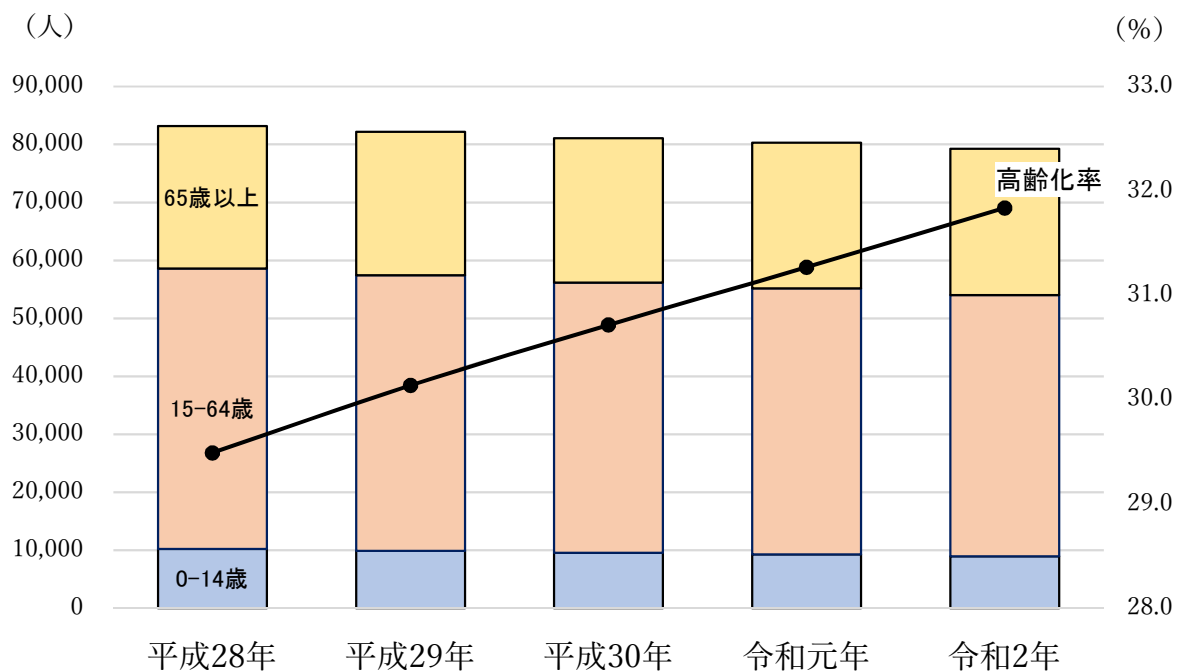
表1 人口の推移

単位：人、％

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	83,146	82,197	81,082	80,273	79,245
0-14歳	10,214	9,895	9,605	9,306	8,966
15-64歳	48,412	47,531	46,573	45,867	45,050
65歳以上	24,520	24,771	24,904	25,100	25,229
高齢化率	29.5	30.1	30.7	31.3	31.8

資料：住民基本台帳（各7月1日現在）

図表1 人口及び高齢化率の推移



(2) 世帯構成の現状

本市の世帯構成は、核家族世帯、単独世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にありますが、3世代世帯は減少傾向にあります。

表2 家族類型別世帯数の推移

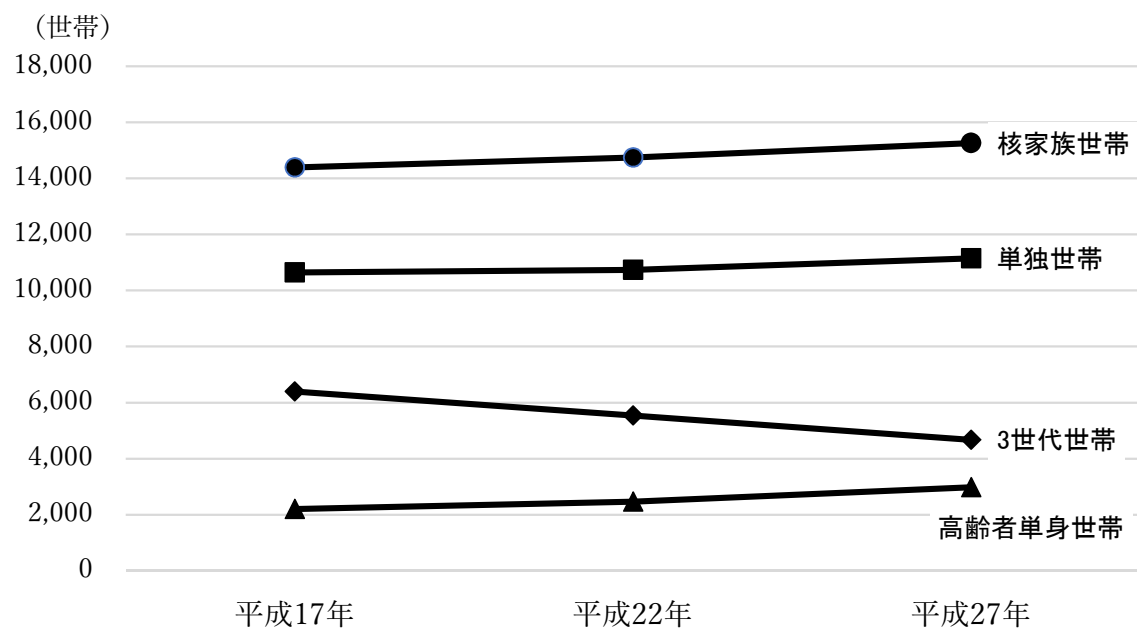
単位：世帯

区分	平成17年	平成22年	平成27年
世帯総数	33,130	32,920	32,894
親族世帯	22,401	21,970	21,533
核家族世帯	14,392	14,748	15,261
夫婦のみの世帯	4,712	4,936	5,155
夫婦と子供からなる世帯	7,034	6,897	6,938
男親又は女親と子供からなる世帯	2,646	2,915	3,168
その他の親族世帯	8,009	7,222	6,272
うち3世代世帯	6,396	5,541	4,667
非親族世帯	89	209	199
単独世帯	10,640	10,733	11,142
うち高齢者単身世帯	2,205	2,462	2,976

※総数に分類不詳世帯を含む。

資料：国勢調査

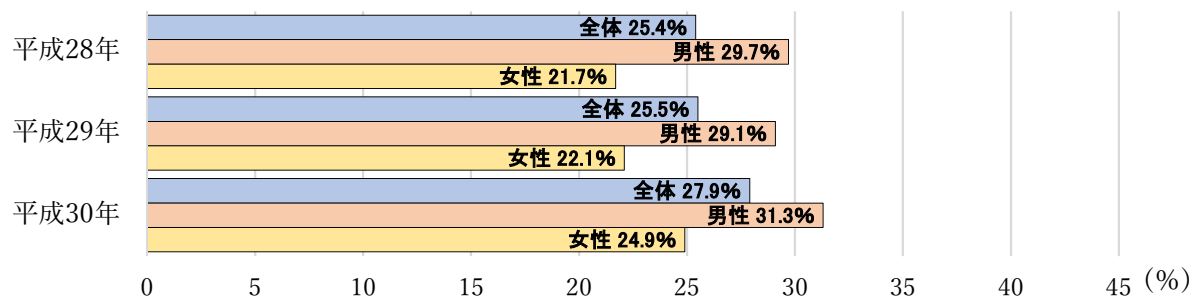
図表2 家族類型世帯数の推移



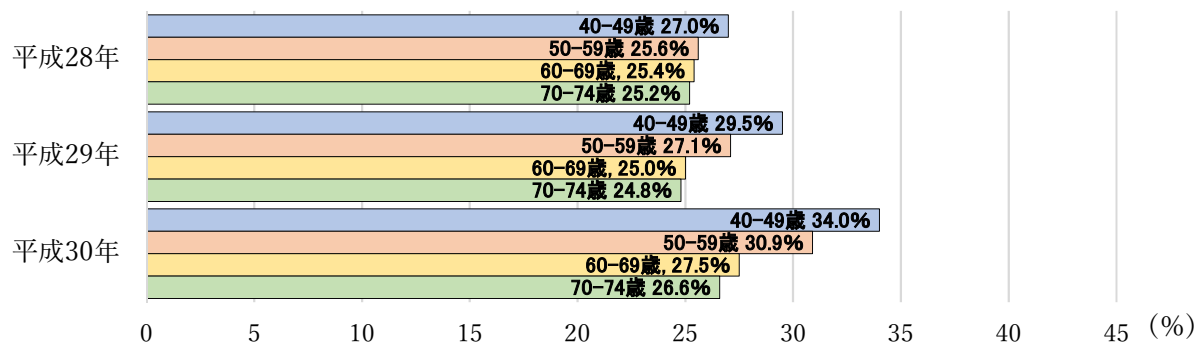
(3) 肥満の現状

本市の肥満とされる BMI※25.0 以上の者の割合が、男女ともに年々増加傾向にあり、平成 30 年には男性の約 30% が肥満となりました。また、男性は 40 歳代が特に増加傾向にあり、平成 30 年には 40 歳代男性の 40% 以上が肥満という結果となり、女性は年代が上がるごとに肥満傾向にあります。

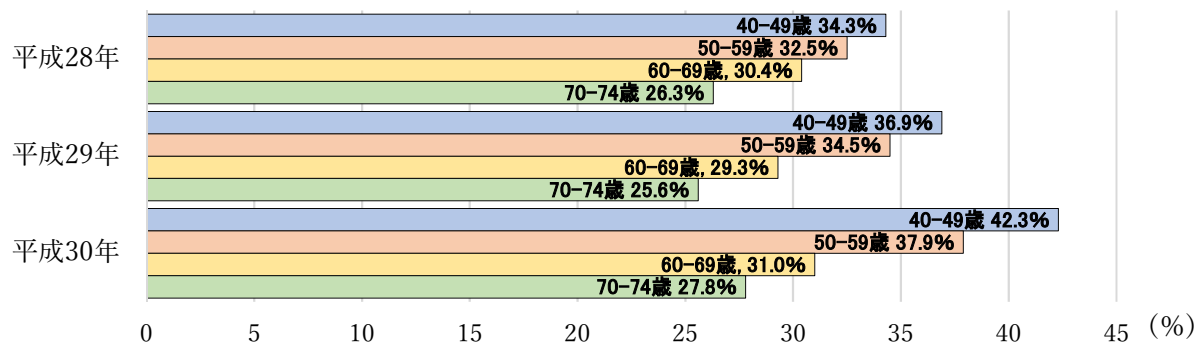
図表 3-1 男女別 BMI25.0 以上の者の割合の推移



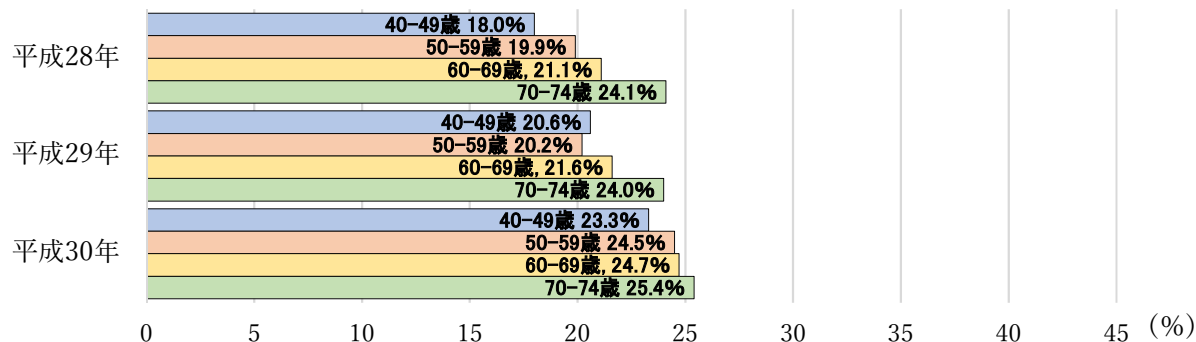
図表 3-2 年代別 BMI25.0 以上の者の割合の推移（全体）



図表 3-3 年代別 BMI25.0 以上の者の割合の推移（男性）



図表 3-4 年代別 BMI25.0 以上の者の割合の推移（女性）



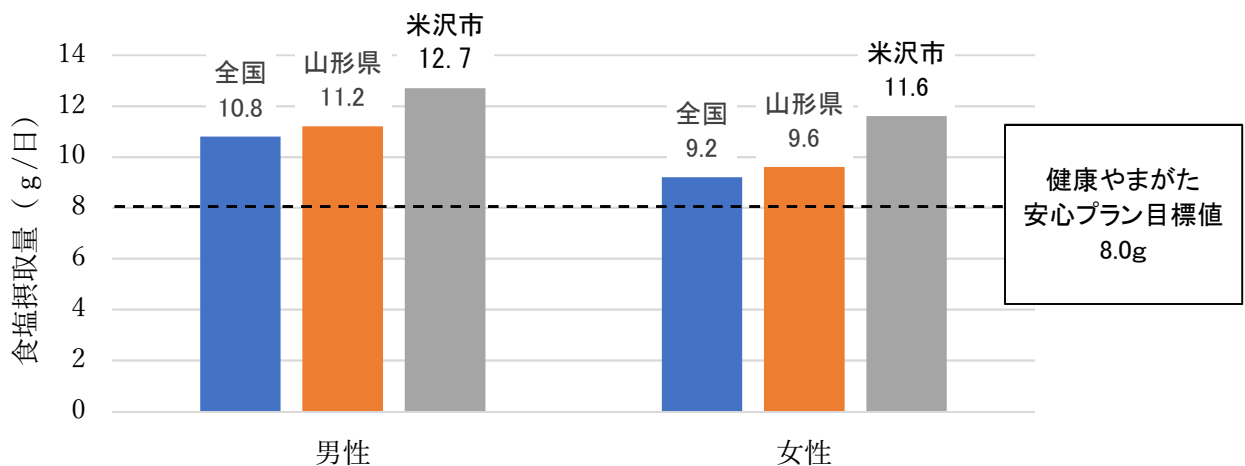
資料：国保 KDB システム

(4) 食塩摂取量の現状

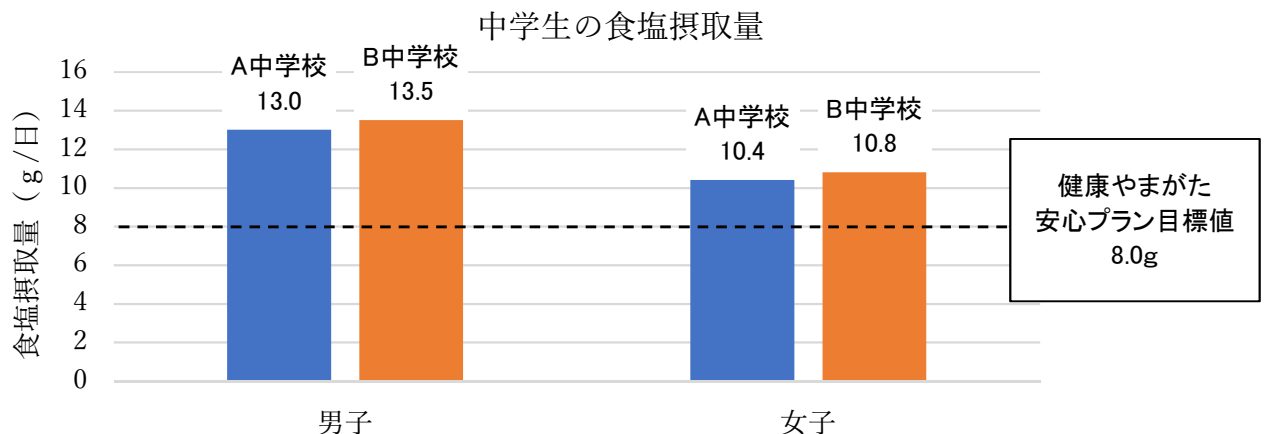
山形県では「健康やまがた安心プラン」で、食塩摂取量の目標値を8g未満としておりますが、本市の市民1日当たりの食塩摂取量は、平成29年に山形大学医学部が行った研究結果によると、男性が12.7g、女性が11.6gとなっており、全国や山形県と比較すると高くなっています。

さらに、本市による市内中学校2校を対象とした調査によると、各校の男子、女子ともに目標値を超える摂取量となりました。

図表 4-1 成人の1日当たりの食塩摂取量



図表 4-2 市内中学生の1日当たりの食塩摂取量



資料：国民健康・栄養調査（H28）、県民健康・栄養調査（H28）、山形県コホート研究調査（H29）、米沢市随時尿による推定食塩摂取量調査（H30、R1）

2 市民アンケート調査結果から見える現状

令和2年6月に、無作為抽出による20歳以上の市民1,000人の方を対象に食育に関する市民アンケートを実施しました。

表3 年代別回答者

(単位：人、%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
対象数	170	170	170	170	170	150	1,000
回答者数	58	71	88	88	116	106	527
回収率	34.1	41.8	51.8	51.8	68.2	70.7	52.7

(1) 食育への意識について

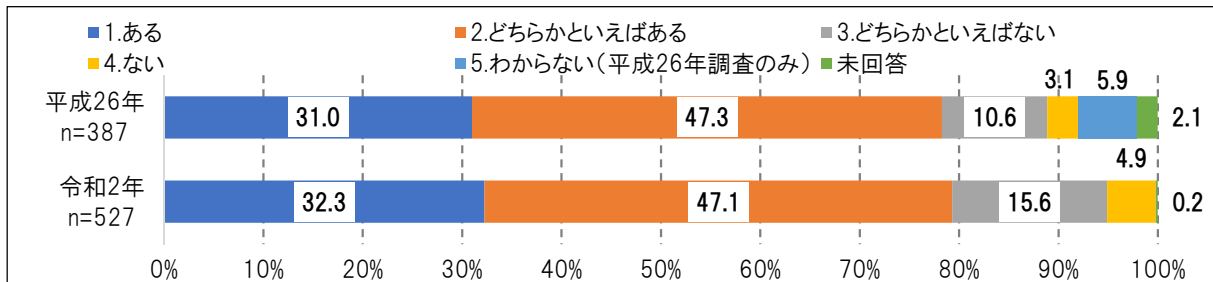
①食育への関心

20歳代では他の年代より関心が低い。

- ・「関心がある」が79.4%（関心がある32.3%、どちらかといえばある47.1%）となり、前回（平成26年78.3%）と比べると増加しました。【図表5-1】
- ・年代別で見ると、すべての年代で「関心がある」の割合が高いものの、20歳代では60%を下回り、他の年代と比べ低くなっています。【図表5-2】

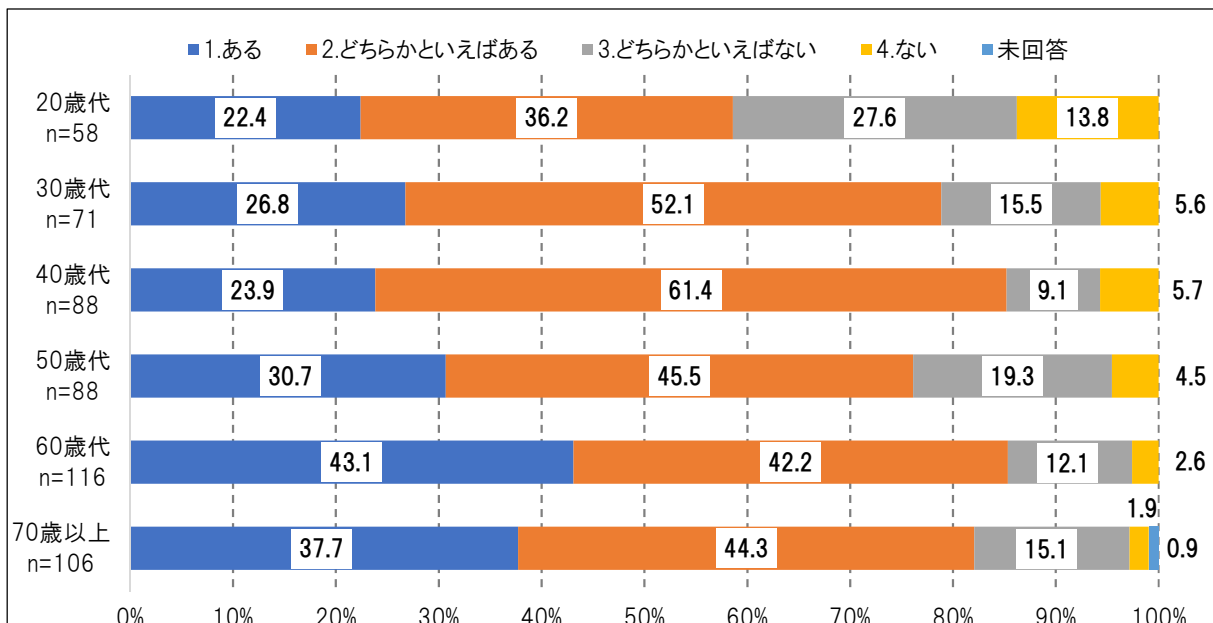
図表5-1 食育への関心

(単位：%)



図表5-2 食育への関心（年代別）

(単位：%)



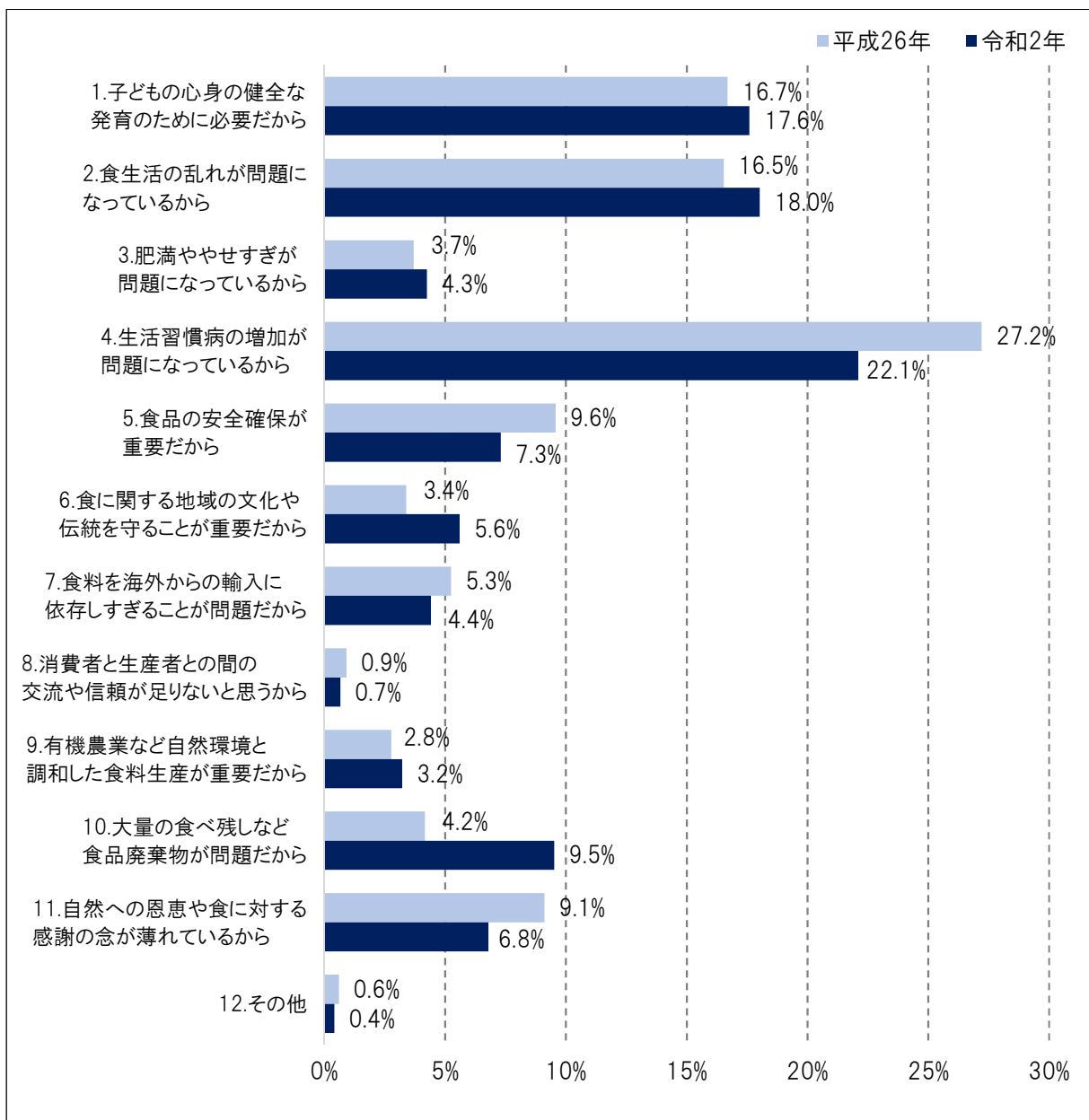
②食育に関心がある理由

食育に関心がある理由は『食事と心身の健康』に関する内容が多い。

- ・ 食育に関心がある理由は、「4. 生活習慣病の増加が問題になっているから」(22.1%) が最も多く、次いで、「2. 食生活の乱れが問題になっているから」(18.0%)、「1. 子どもの心身の健全な発育のために必要だから」(17.6%) となっています。【図表 6】
- ・ 前回（平成 26 年）と比べると、「6. 食に関する地域の文化や伝統を守ることが重要だから」、「10. 大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だから」の割合が増加しています。【図表 6】

図表 6 食育に関心がある理由（複数回答）

（単位：％）



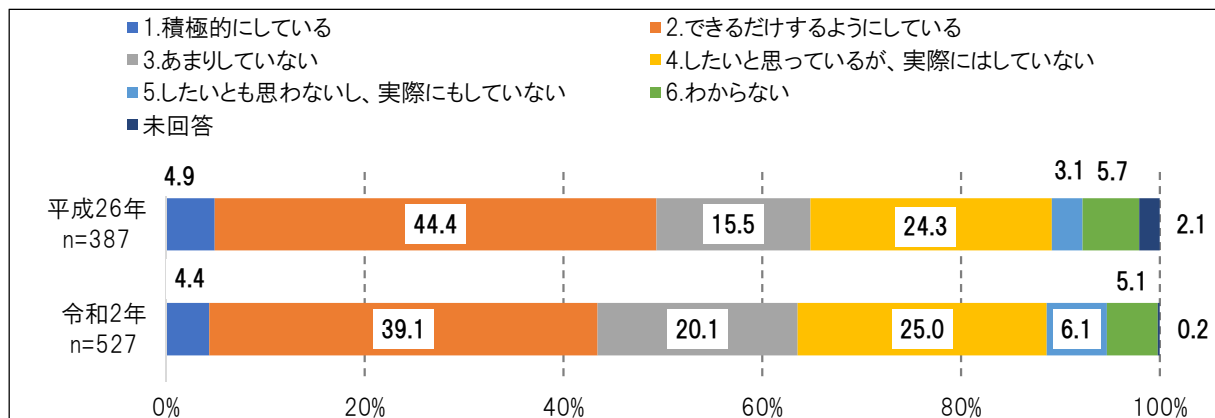
③食育に関する活動や行動

食育に関する活動や行動をしている人は減少した。

- ・「活動や行動をしている」が 43.5%（積極的にしている 4.4%、できるだけするようにしている 39.1%）となり、前回（平成 26 年 49.3%）と比べると減少しました。【図表 7-1】
- ・年代別で見ると、年代が上がるにつれて、「活動や行動をしている」の割合が高くなっています。【図表 7-2】

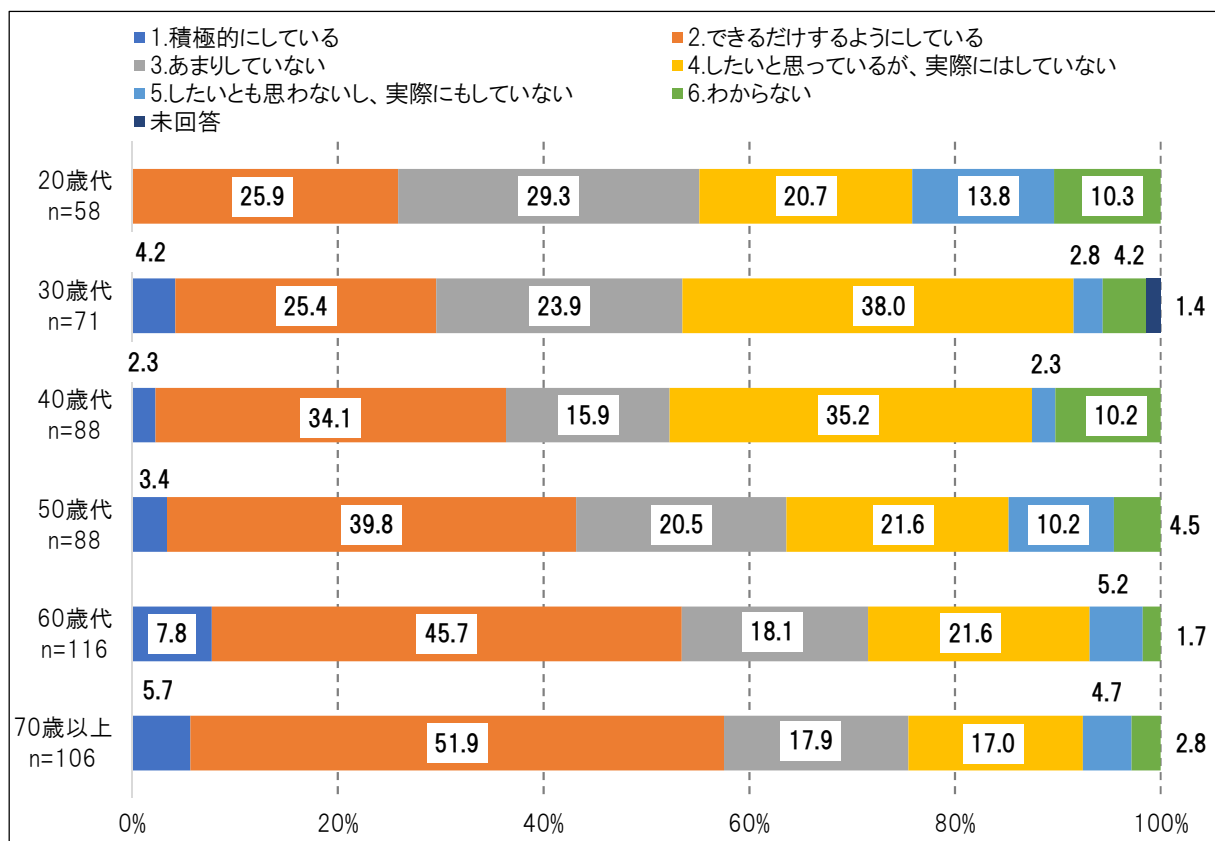
図表 7-1 食育に関する活動や行動

(単位：%)



図表 7-2 食育に関する活動や行動（年代別）

(単位：%)



④食育を実践しない理由

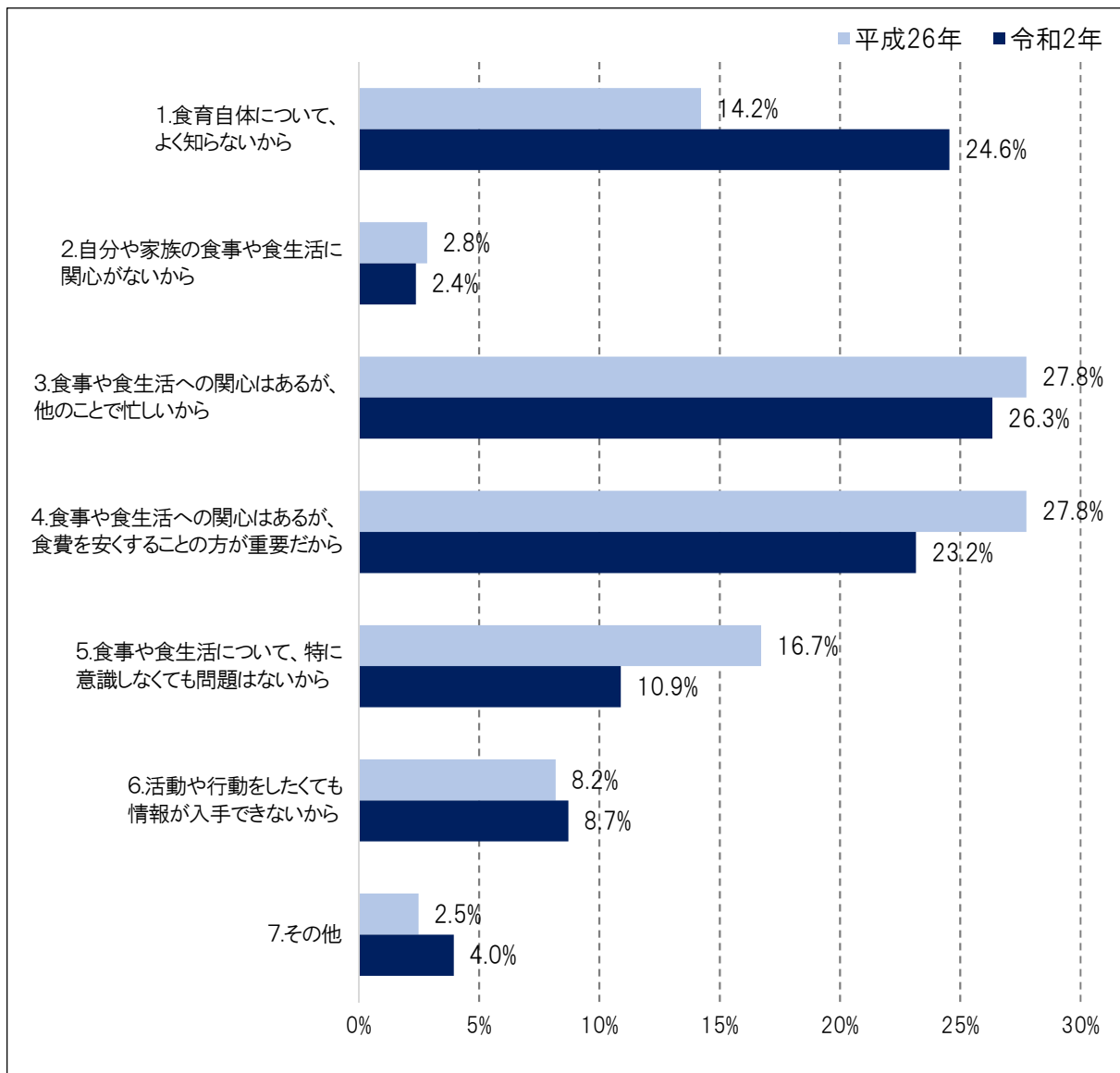
食事や食生活への関心はあるが、「他のことで忙しい」「食費を安くするほうが重要」という理由が多く、「食育をよく知らない」という理由は増加した。

- ・ 食育を実践しない理由は、「3. 食事や食生活への関心はあるが、他のことで忙しいから」(26.3%) が最も多く、次いで、「1. 食育自体について、あまりよく知らないから」(24.6%)、「4. 食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることのほうが重要だから」(23.2%) となっています。【図表 8】
- ・ 前回(平成26年)と比べると、「1. 食育自体について、よく知らないから」、「6. 活動や行動をしたくても、情報が入手できないから」の割合が増加しています。

【図表 8】

図表 8 食育を実践しない理由(複数回答)

(単位: %)



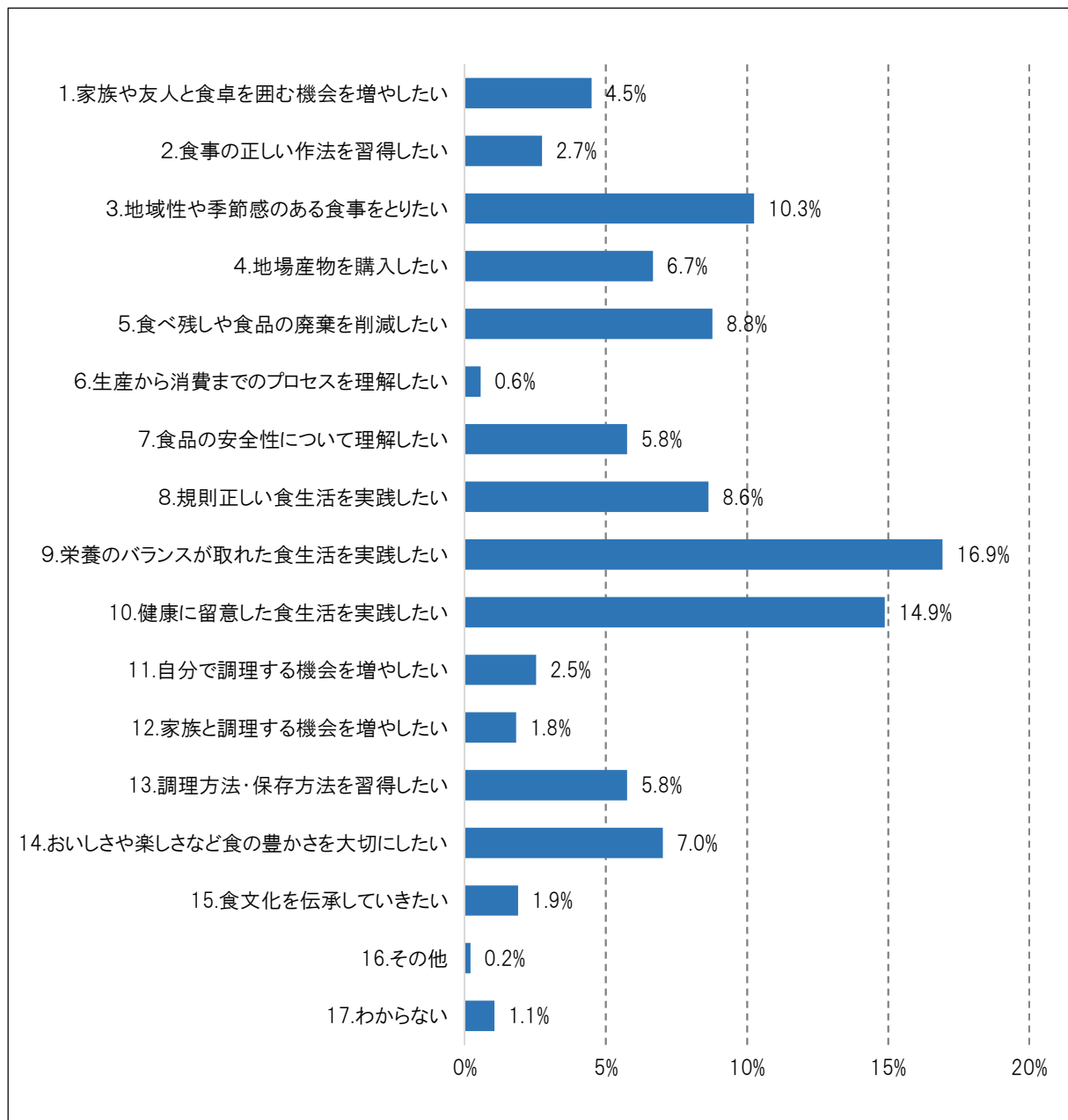
⑤今後の食育で力を入れていきたいこと

今後の食育で力を入れたいこととして、「栄養のバランスが取れた食生活を実践したい」が最も多い。

- ・ 「9. 栄養のバランスがとれた食生活を実践したい」(16.9%) が最も多く、次いで「10. 健康に留意した食生活を実践したい」(14.9%)、「3. 地域性や季節感のある食事を取りたい」(10.3%) となっています。【図表 9】

図表 9 今後の食育で力を入れていきたいこと（複数回答）

(単位：%)



(2) 食生活や生活習慣について

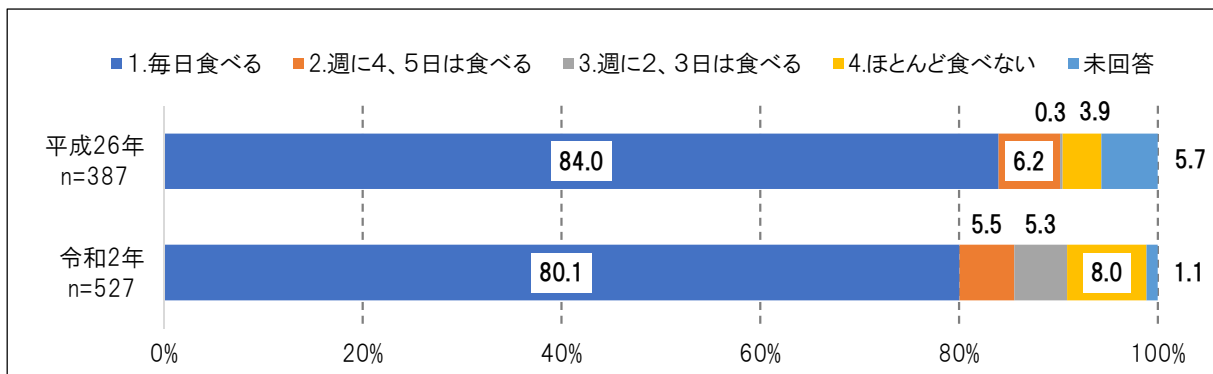
①朝食の摂取状況

朝食を毎日食べる人は減少した。また、20～30 歳代の朝食欠食が他の世代より多い。

- ・ 「毎日食べる」(80.1%) が最も多くなっていますが、前回(平成26年 84.0%)と比べると約4ポイント減少しています。【図表 10-1】
- ・ 朝食を欠食する人の割合は18.8%（週に4、5日は食べる5.5%、週2、3日は食べる5.3%、ほとんど食べない8.0%）となり、前回(平成26年 10.4%)と比べると約8ポイント増加しています。【図表 10-1】
- ・ 年代別で見ると、朝食を欠食する人の割合は20歳代、30歳代では40%近くになっており、他の年代と比べ高くなっています。【図表 10-2】

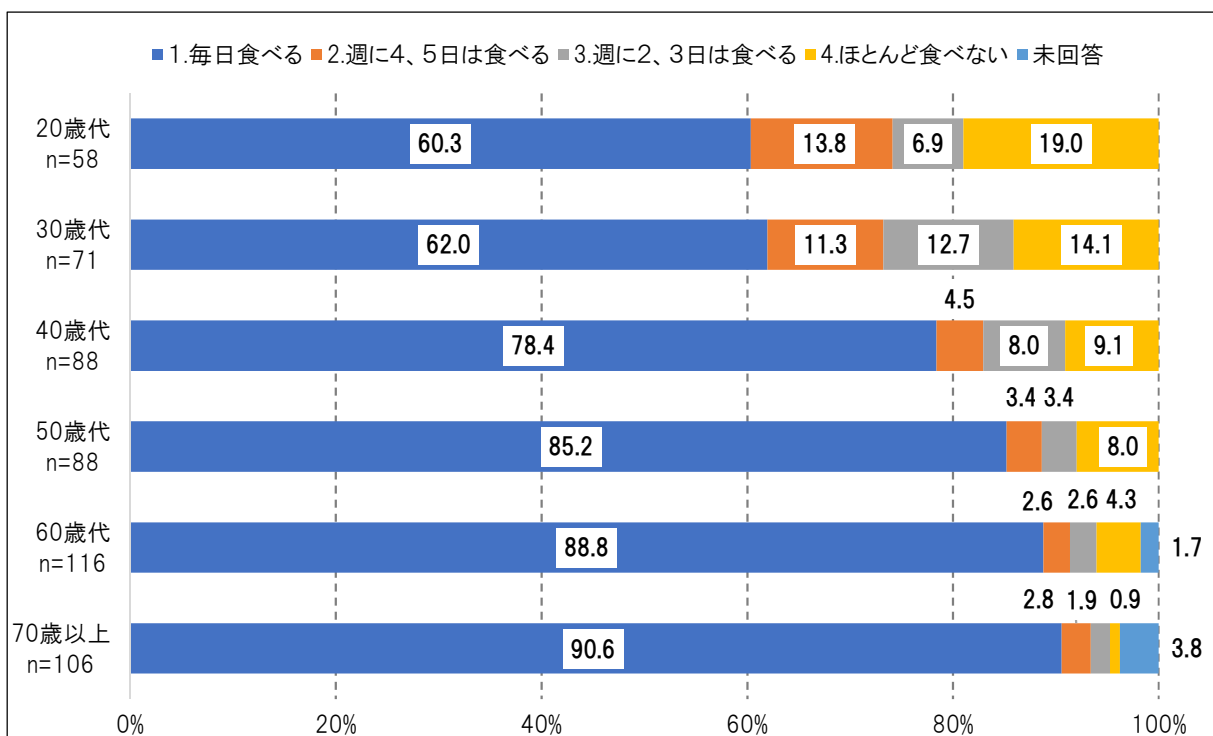
図表 10-1 朝食の摂取状況

(単位：%)



図表 10-2 朝食の摂取状況 (年代別)

(単位：%)



②栄養バランスに配慮した食生活の実践について

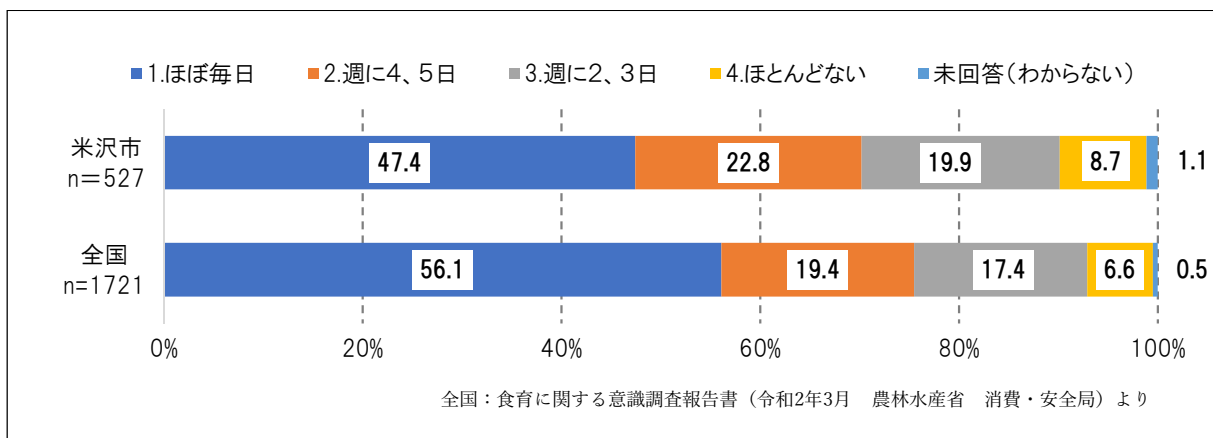
(1日に2回以上、主食・主菜・副菜の3つをそろえて食べる割合)

栄養バランスに配慮した食生活を毎日実践している人は、半数を下回った。

- ・ 主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、「ほぼ毎日」(47.4%)が最も多くなっていますが、全国(56.1%)と比べると低くなっています。【図表 11-1】
- ・ 年代別で見ると、ほぼ毎日実践している割合は、20歳代、30歳代で40%を下回っています。【図表 11-2】

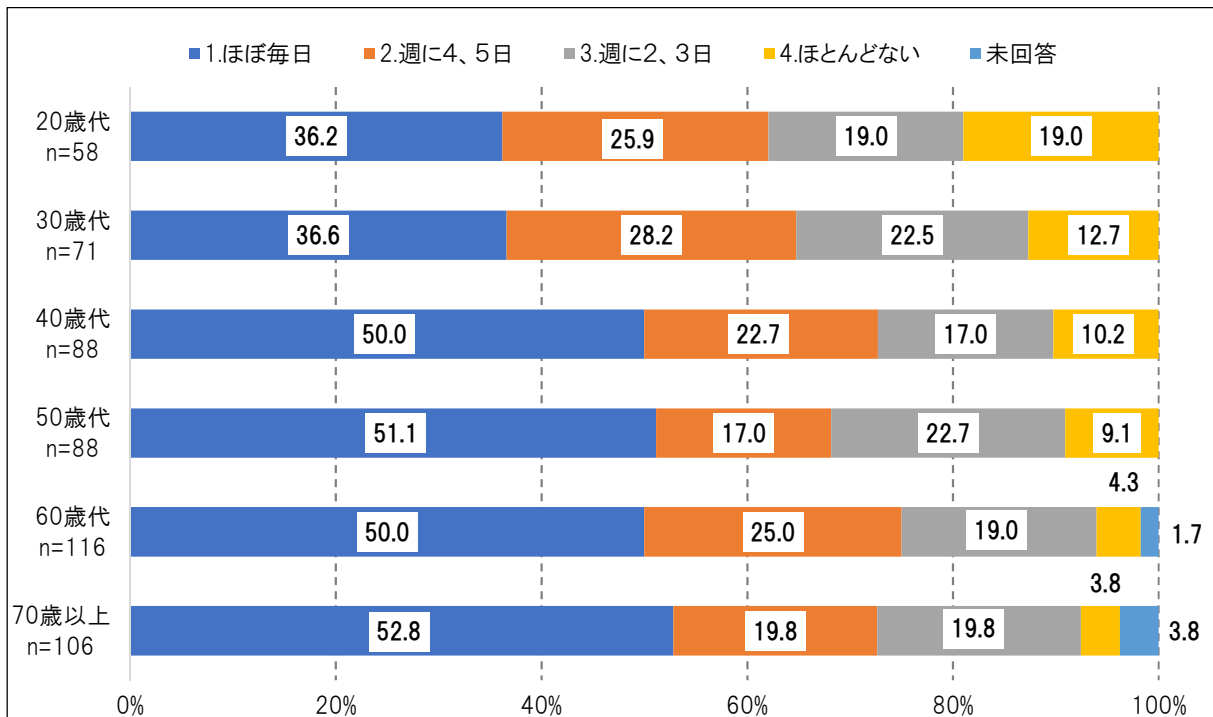
図表 11-1 栄養バランスに配慮した食生活の実践（対全国）

(単位：%)



図表 11-2 栄養バランスに配慮した食生活の実践（年代別）

(単位：%)



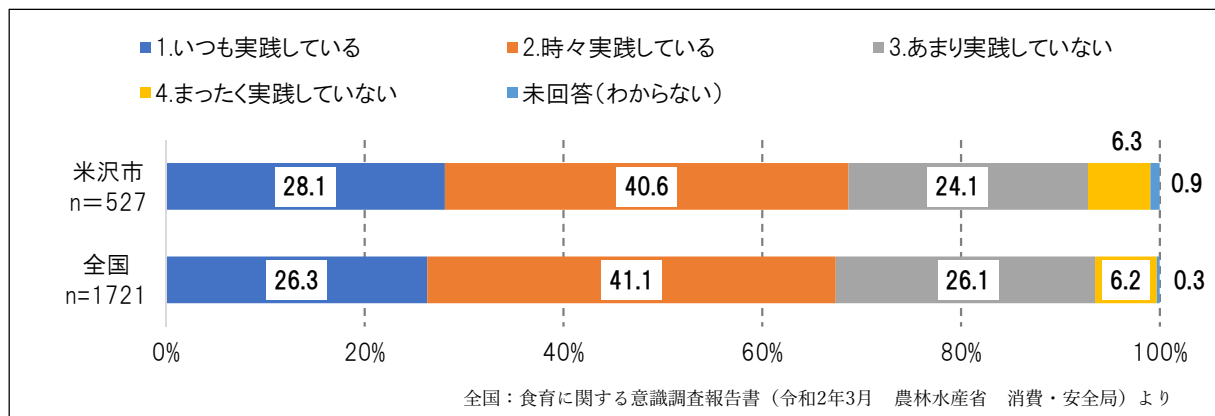
③生活習慣病の予防や改善（適正体重の維持や減塩）のための食事の実践状況

生活習慣病の予防や改善に気をつけた食事の実践は、年代が上がるにつれて「実践している」の割合が高い。

- ・ 「実践している」が68.7%（いつも実践している28.1%、時々実践している40.6%）となりました。【図表12-1】
- ・ 年代別で見ると、年代が上がるにつれて、「実践している」の割合が高くなっています。【図表12-2】

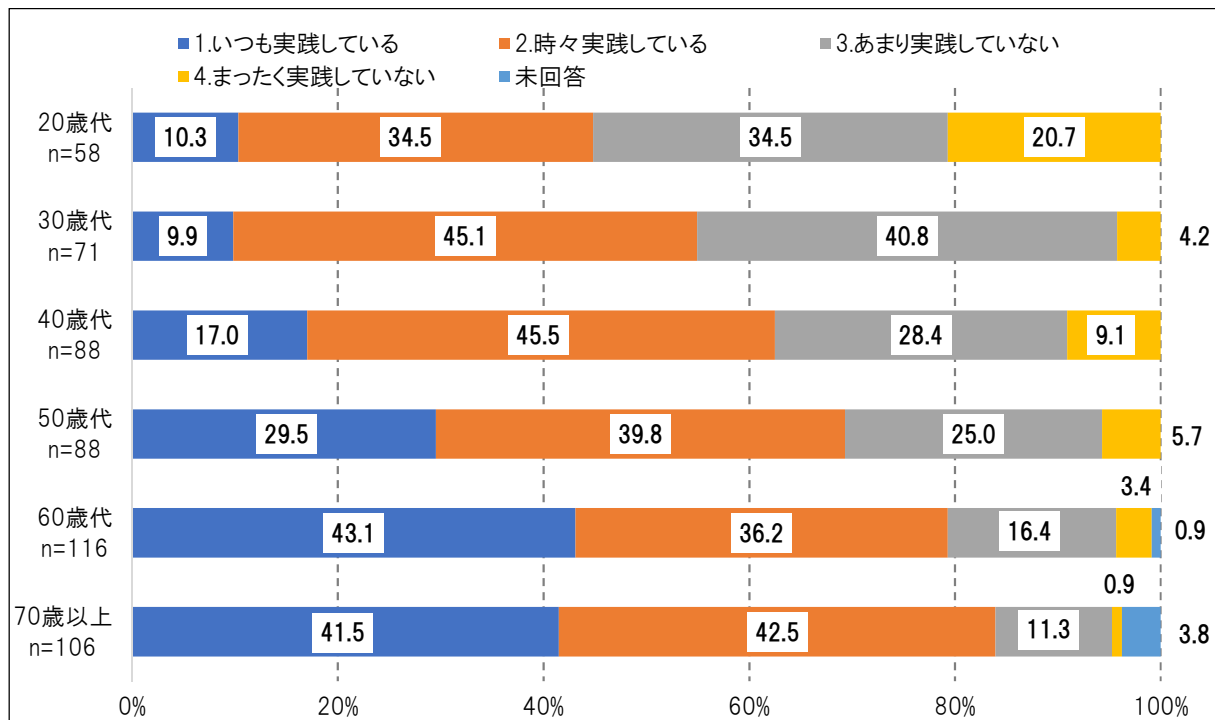
図表 12-1 生活習慣病の予防や改善のための食事の実践状況

(単位：%)



図表 12-2 生活習慣病の予防や改善のための食事の実践状況（年代別）

(単位：%)



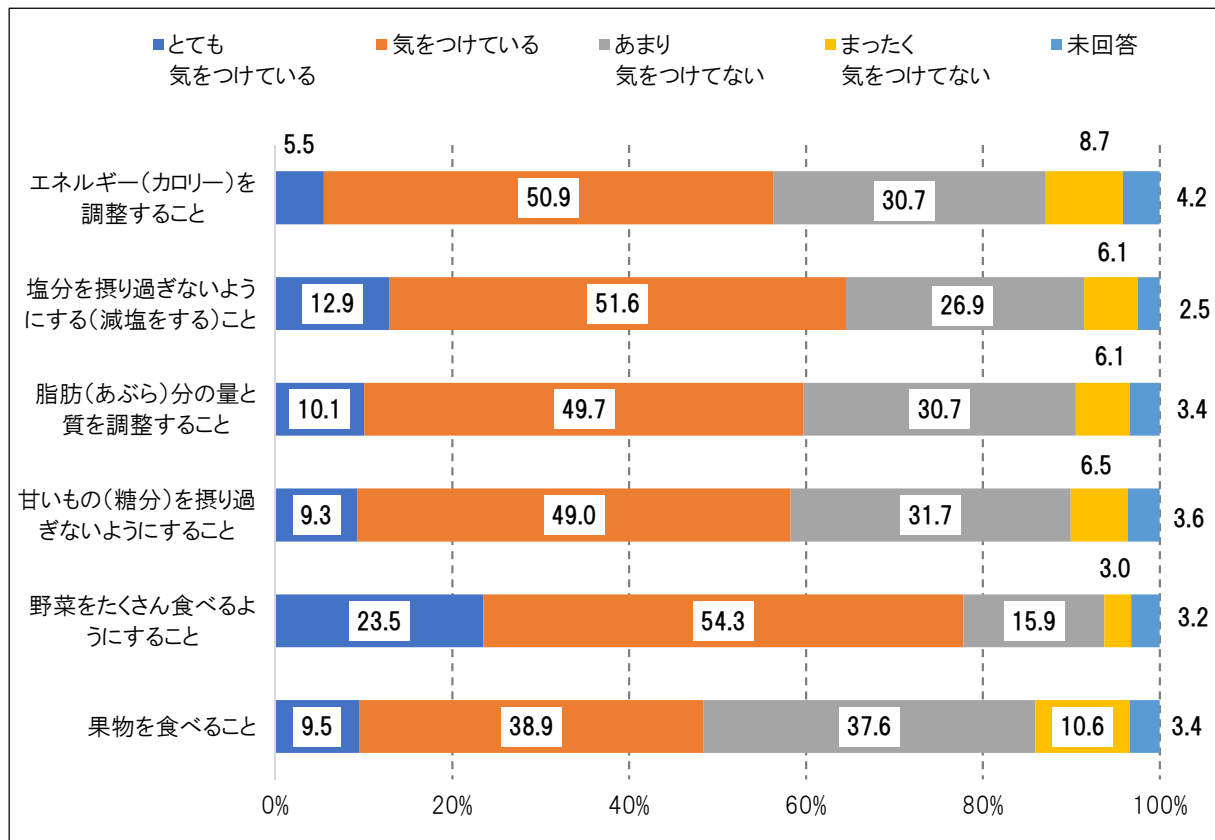
④生活習慣病の予防や改善のための項目別実践状況

生活習慣病の予防や改善で「気をつけている」ことは、「野菜をたくさん食べるようにすること」が最も多かった。

- 生活習慣病の予防や改善について、6項目を挙げ、それぞれをどの程度実践しているか調査したところ、「気をつけている¹」（とても気をつけている、気をつけている）が最も多かったのは、「野菜をたくさん食べるようにすること」（77.8%）となりました。【図表 13-1】
- 「塩分」（64.5%）、「脂肪分」（59.8%）、「糖分」（58.3%）、「カロリー」（56.4%）の「気をつけている」の割合は60%を占めていますが、「果物」の摂取（48.4%）が50%を下回りました。【図表 13-1】

図表 13-1 生活習慣病の予防や改善のための項目別実践状況

(単位：%)



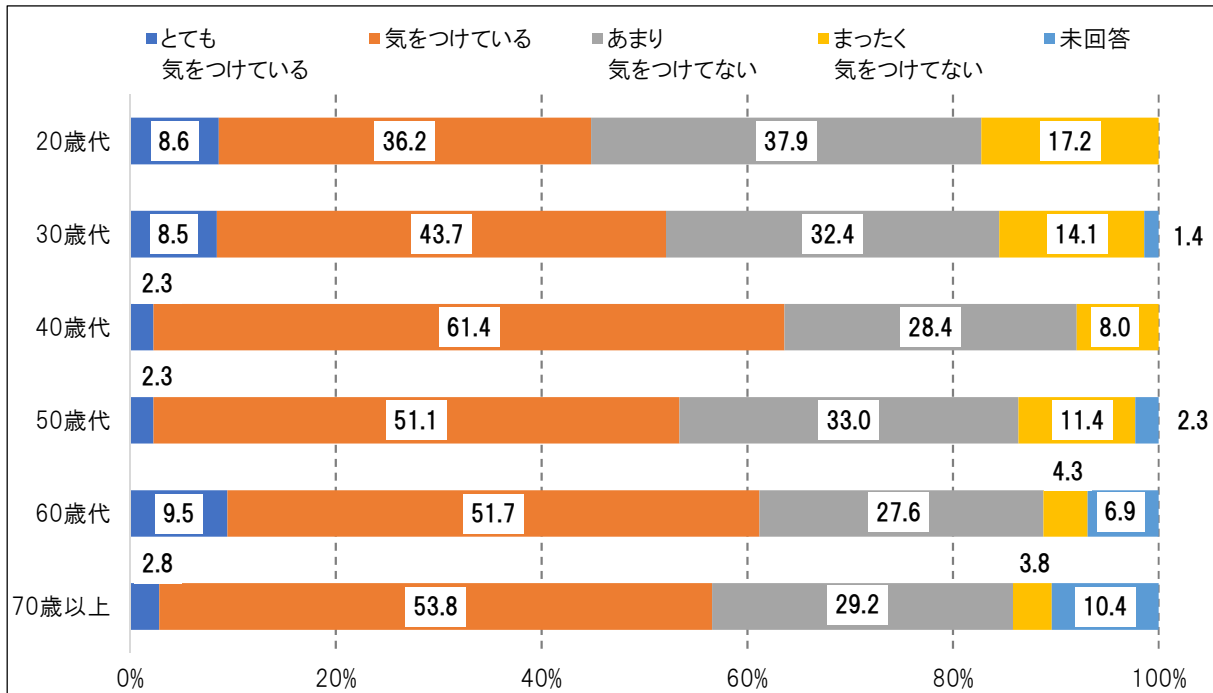
気をつけている¹…P16～18（ア）～（カ）まで「とても気をつけている」と「気をつけている」を合わせた割合

(ア) エネルギー（カロリー）を調整すること

- ・「気をつけている¹」と回答した人の割合は、40歳代（63.7%）で最も高くなっています。【図表13-2】

図表 13-2 エネルギー（カロリー）を調整すること（年代別）

（単位：％）



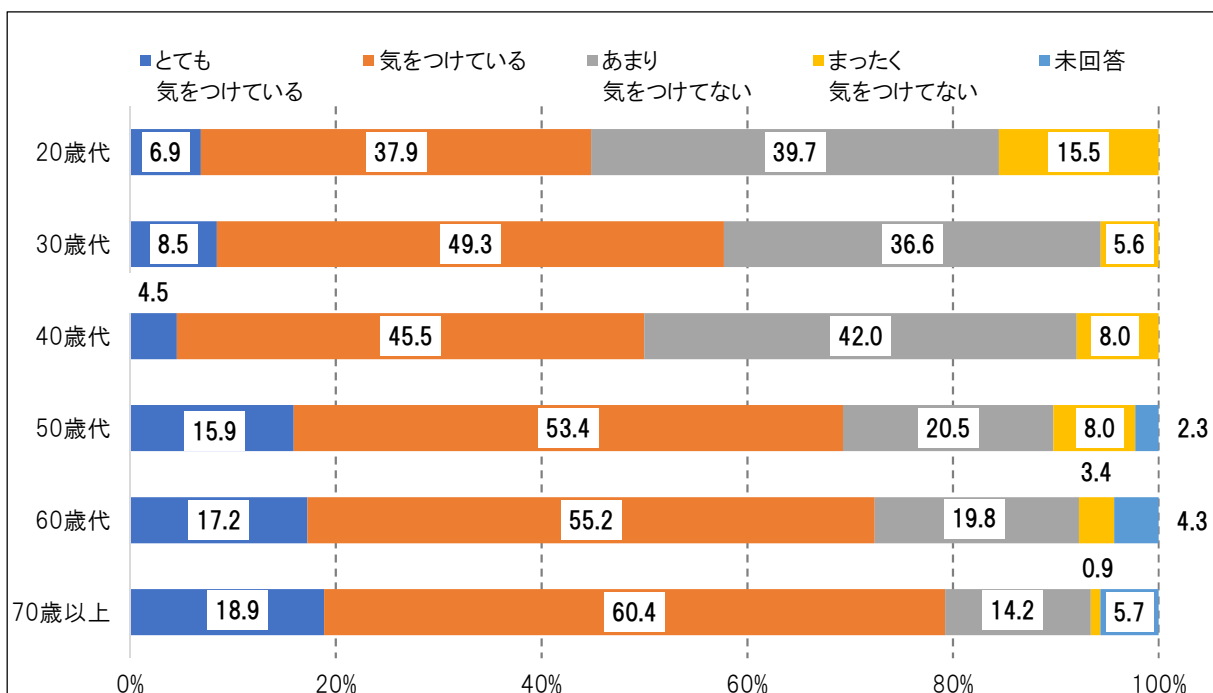
(イ) 塩分を摂り過ぎないようにする（減塩をする）こと

- ・「気をつけている¹」と回答した人の割合は、年代が上がるほど増加しています。

【図表13-3】

図表 13-3 塩分を摂り過ぎないようにする（減塩をする）こと（年代別）

（単位：％）

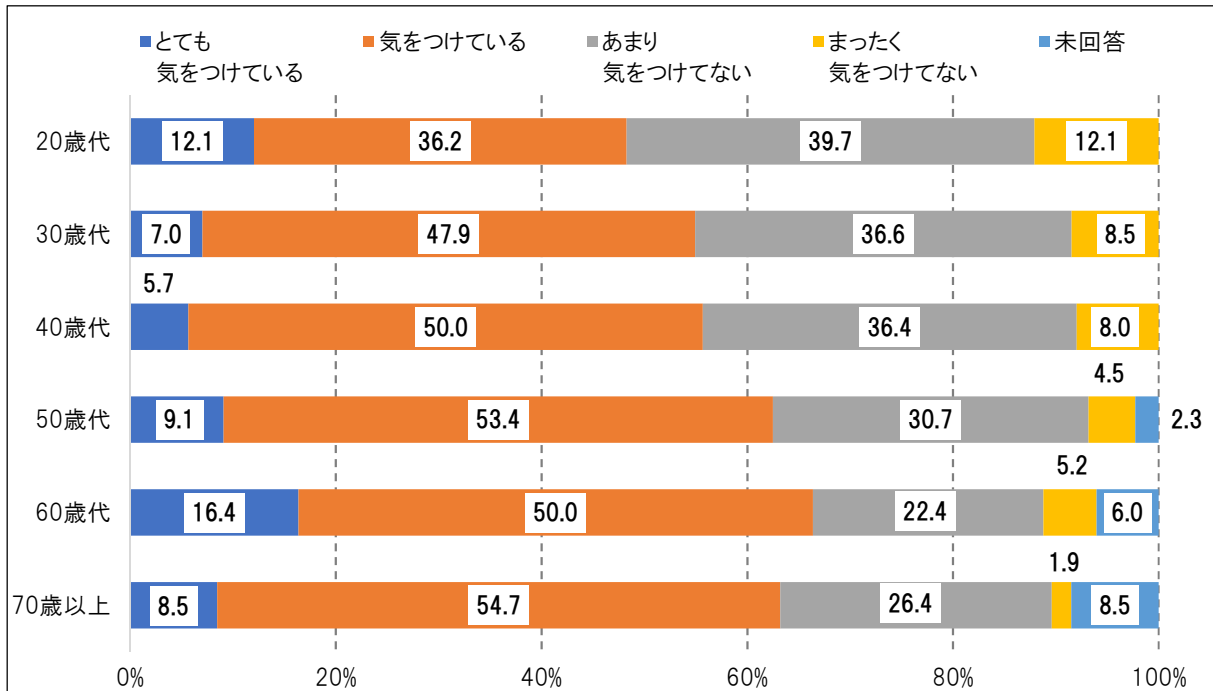


(ウ) 脂肪（あぶら）分の量と質を調整すること

- ・「気をつけている¹」と回答した人の割合は、50歳代以上では60%を超えていますが、20歳代では50%を下回っています。【図表 13-4】

図表 13-4 脂肪（あぶら）分の量と質を調整すること（年代別）

（単位：％）

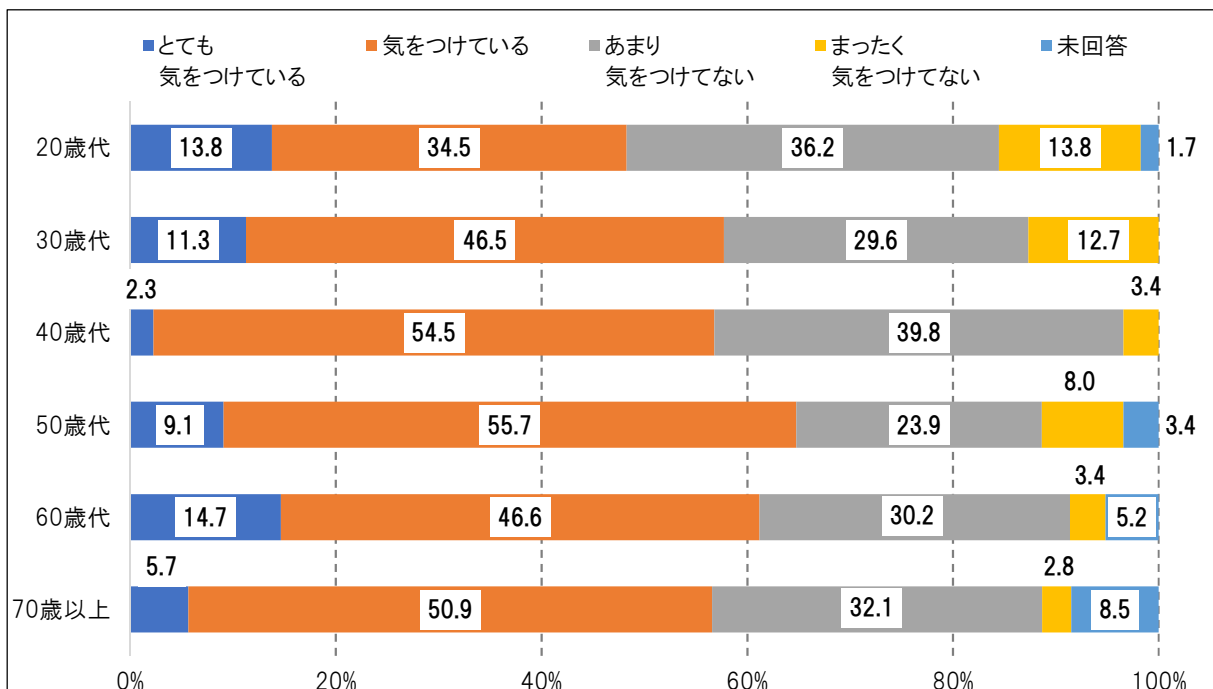


(エ) 甘いもの（糖分）を摂り過ぎないようにすること

- ・「気をつけている¹」と回答した人の割合は、50歳代(64.8%)、60歳代(61.3%)では60%を超えていますが、20歳代では50%を下回っています。【図表 13-5】

図表 13-5 甘いもの（糖分）を摂り過ぎないようにすること（年代別）

（単位：％）



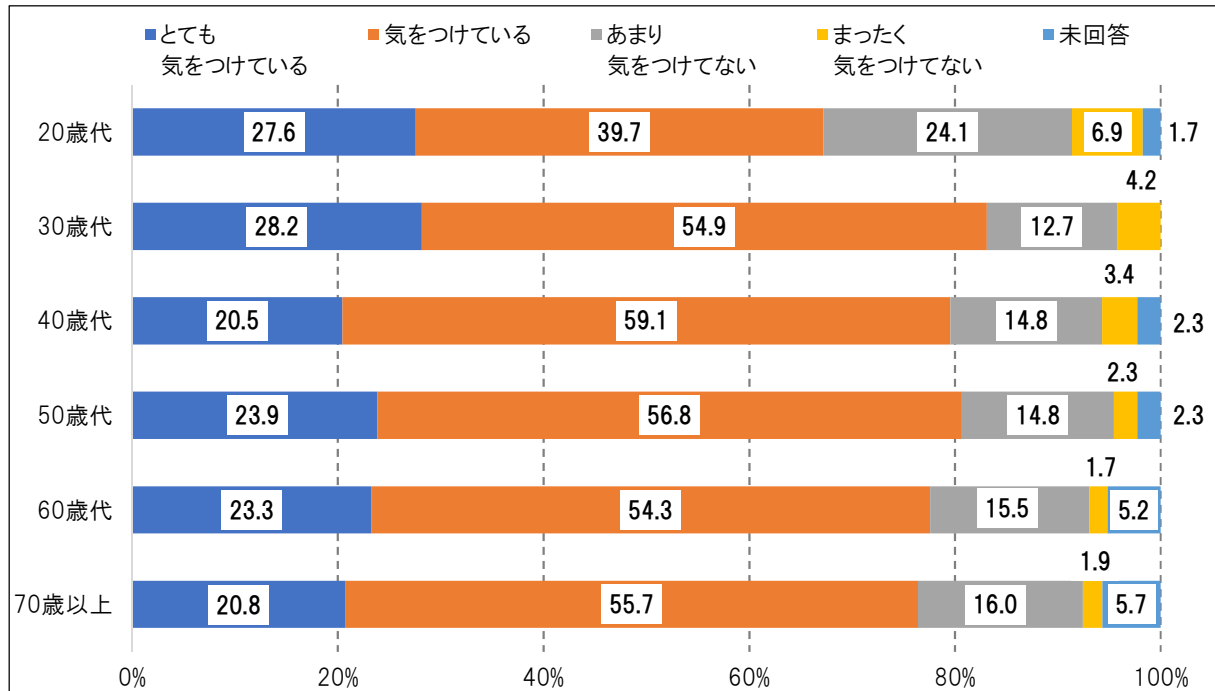
(オ) 野菜をたくさん食べるようにすること

- ・「気をつけている¹」と回答した人は、すべての年代で60%を超えています。

【図表13-6】

図表 13-6 野菜をたくさん食べるようにすること（年代別）

（単位：％）

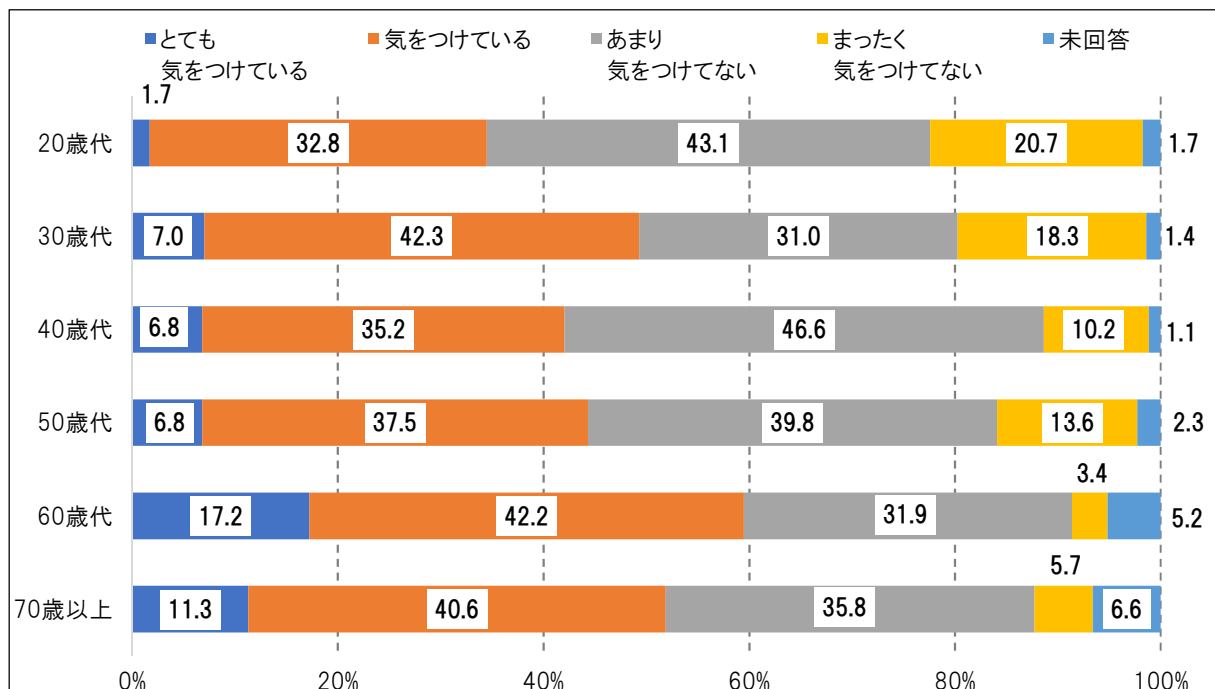


(カ) 果物を食べること

- ・「気をつけている¹」と回答した人の割合が50%を超えたのは、60歳代（59.4%）と70歳以上（51.9%）となっています。【図表13-7】

図表 13-7 果物を食べること（年代別）

（単位：％）



(3) 食品の選択、食の安全について

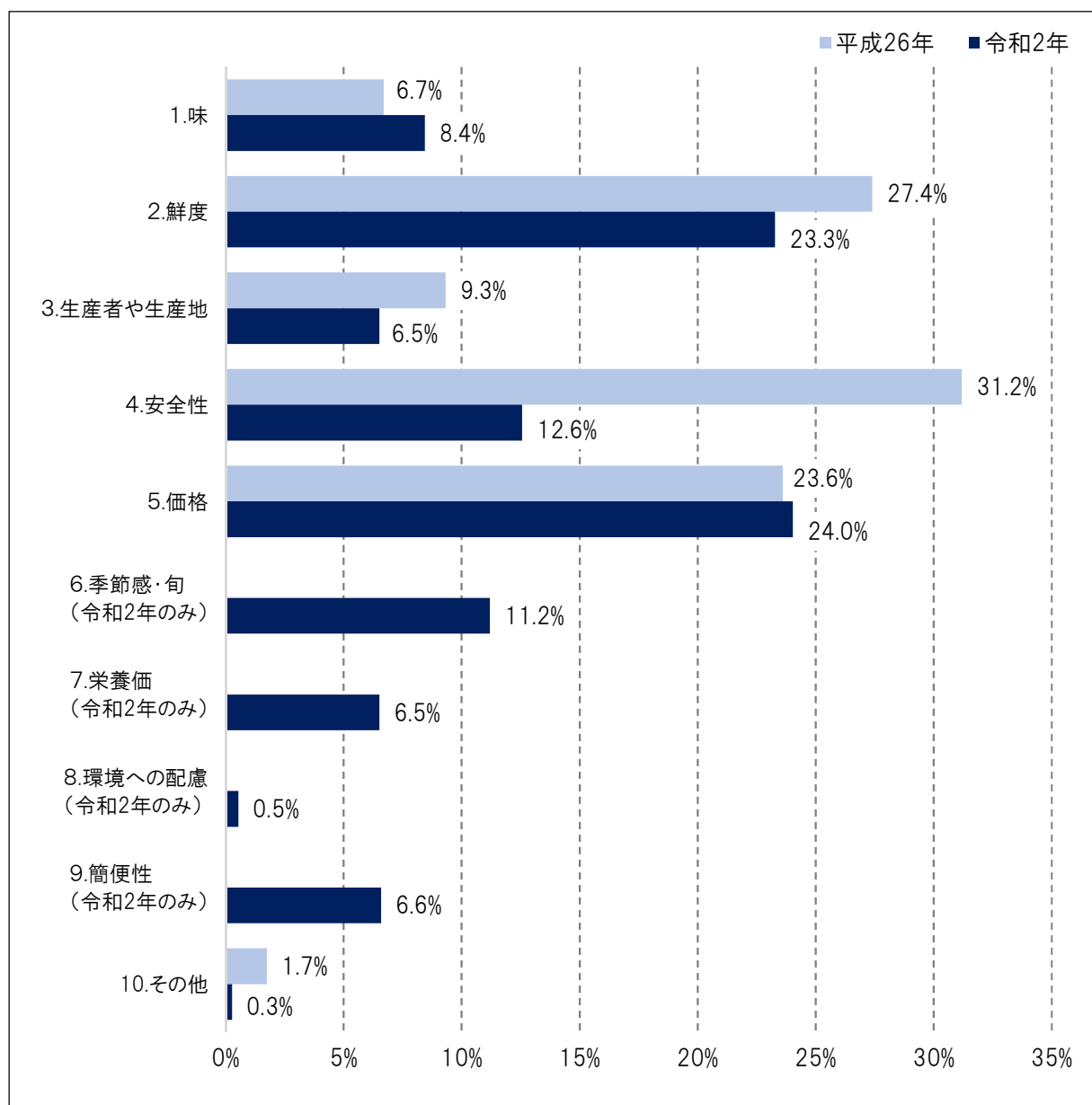
①食品購入時の優先度の状況

食品を購入する際は、「価格」「鮮度」を優先する割合が高い。

- 食品購入時の優先度は、「5. 価格」(24.0%)が最も多く、次いで、「2. 鮮度」(23.3%)、「4. 安全性」(12.6%)、「6. 季節感・旬」(11.2%)となっています。【図表14】
- 前回(平成26年)と比べると、前回最も高かった「4. 安全性」の割合が減少し、「1. 味」「5. 価格」の割合が増加しています。【図表14】

図表 14 食品購入時の優先度の状況(複数回答)

(単位: %)



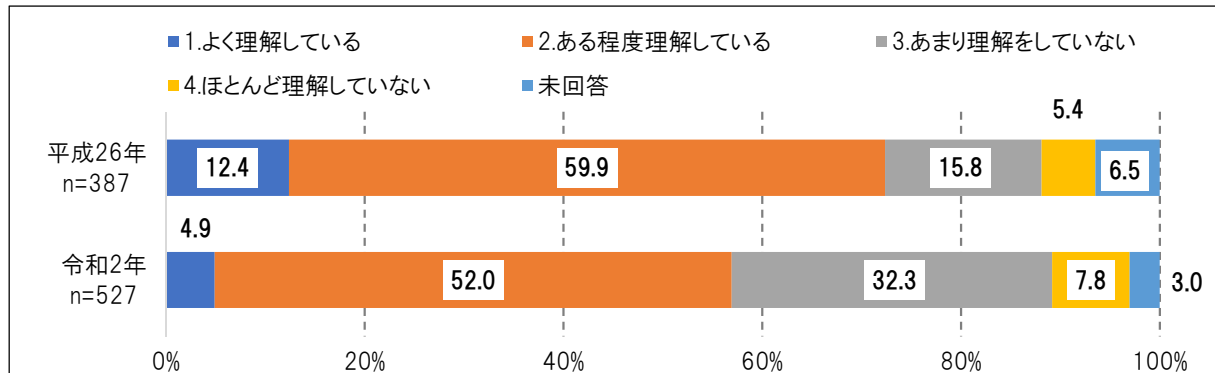
②食品の安全性に関する基礎的な知識の理解度

『理解している』の割合は減少した。

- ・ 「理解している」は56.9%(よく理解している4.9%、ある程度理解している52.0%)となり、前回(平成26年72.3%)と比べると、減少しています。【図表15-1】
- ・ 年代別で見ると、「理解している」の割合が20歳代(39.7%)、30歳代(39.4%)で40%を下回っています。【図表15-2】

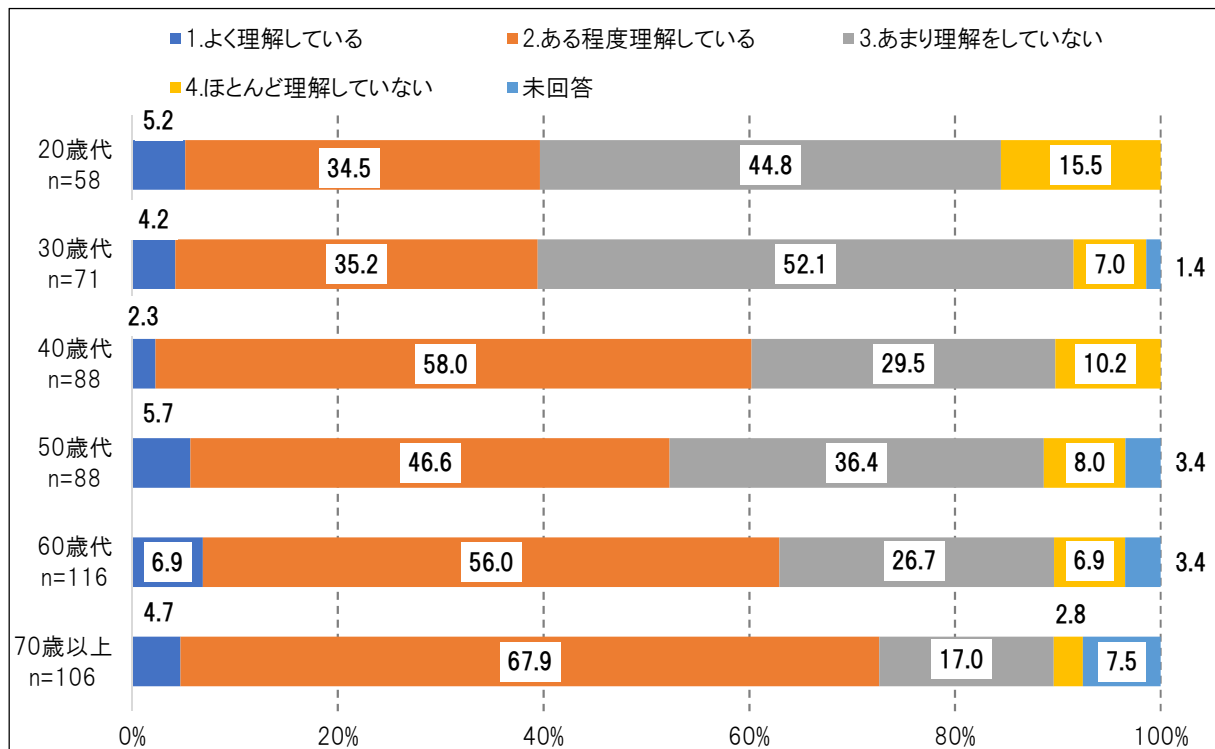
図表 15-1 食品の安全性に関する基礎的な知識の理解度

(単位：%)



図表 15-2 食品の安全性に関する基礎的な知識の理解度 (年代別)

(単位：%)



(4) 地産地消について

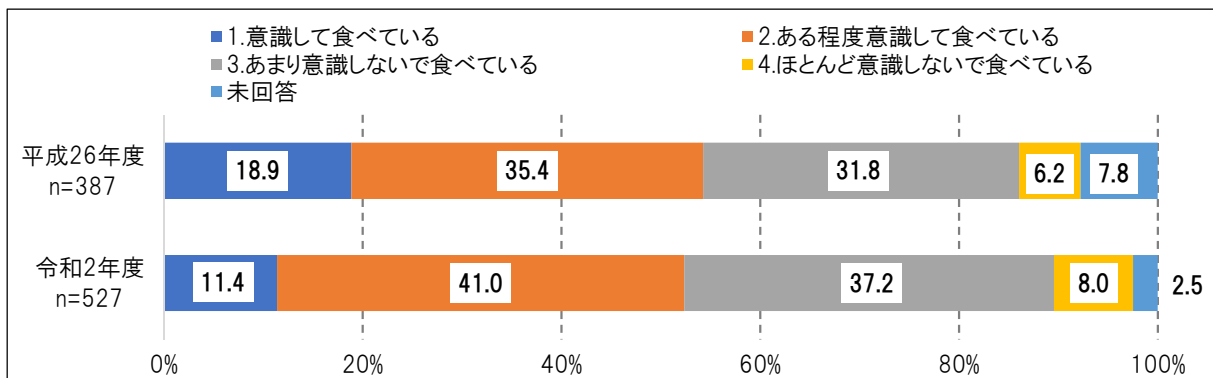
①米沢産の農畜産物の摂取割合

米沢産の農畜産物を「意識して食べている」の割合は、年代が上がるにつれて増加した。

- ・ 「意識して食べている」は52.4%（意識して食べている11.4%、ある程度意識して食べている41.0%）となり、前回（平成26年54.3%）と比べると、減少しました。【図表16-1】
- ・ 年代別で見ると、年代が上がるにつれて、「意識して食べている」の割合が高くなっています。【図表16-2】

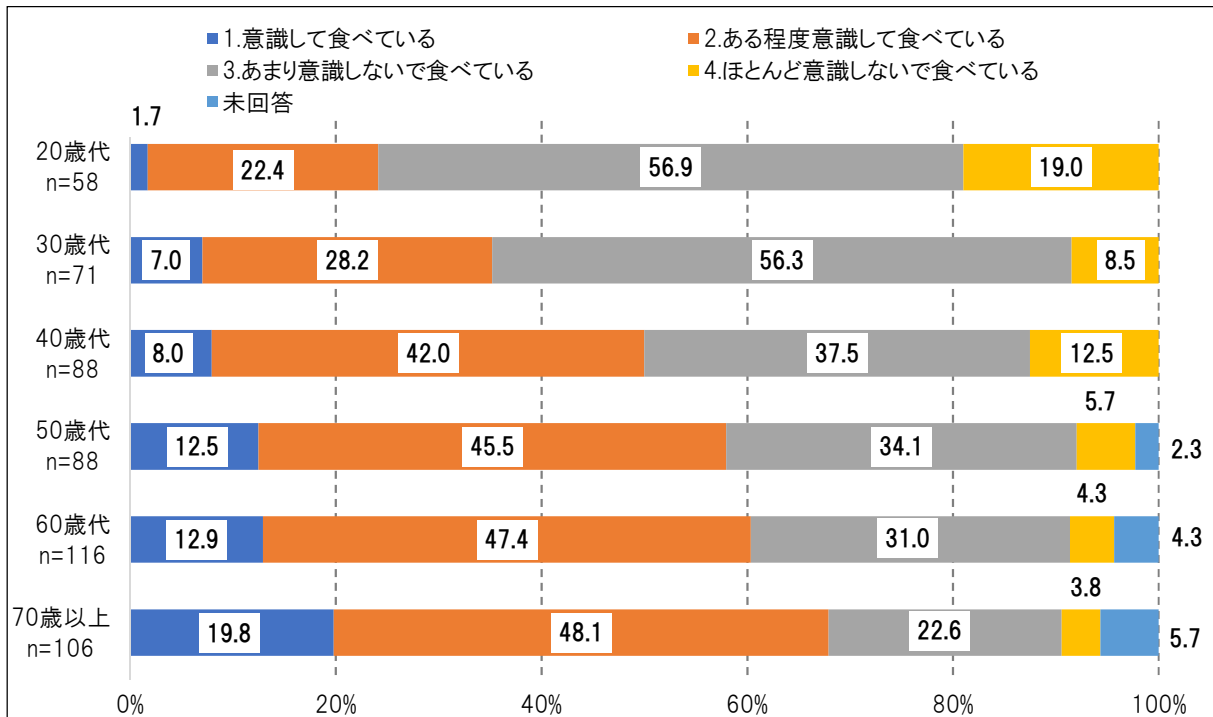
図表 16-1 米沢産の農畜産物の摂取割合

(単位：%)



図表 16-2 米沢産の農畜産物の摂取割合（年代別）

(単位：%)



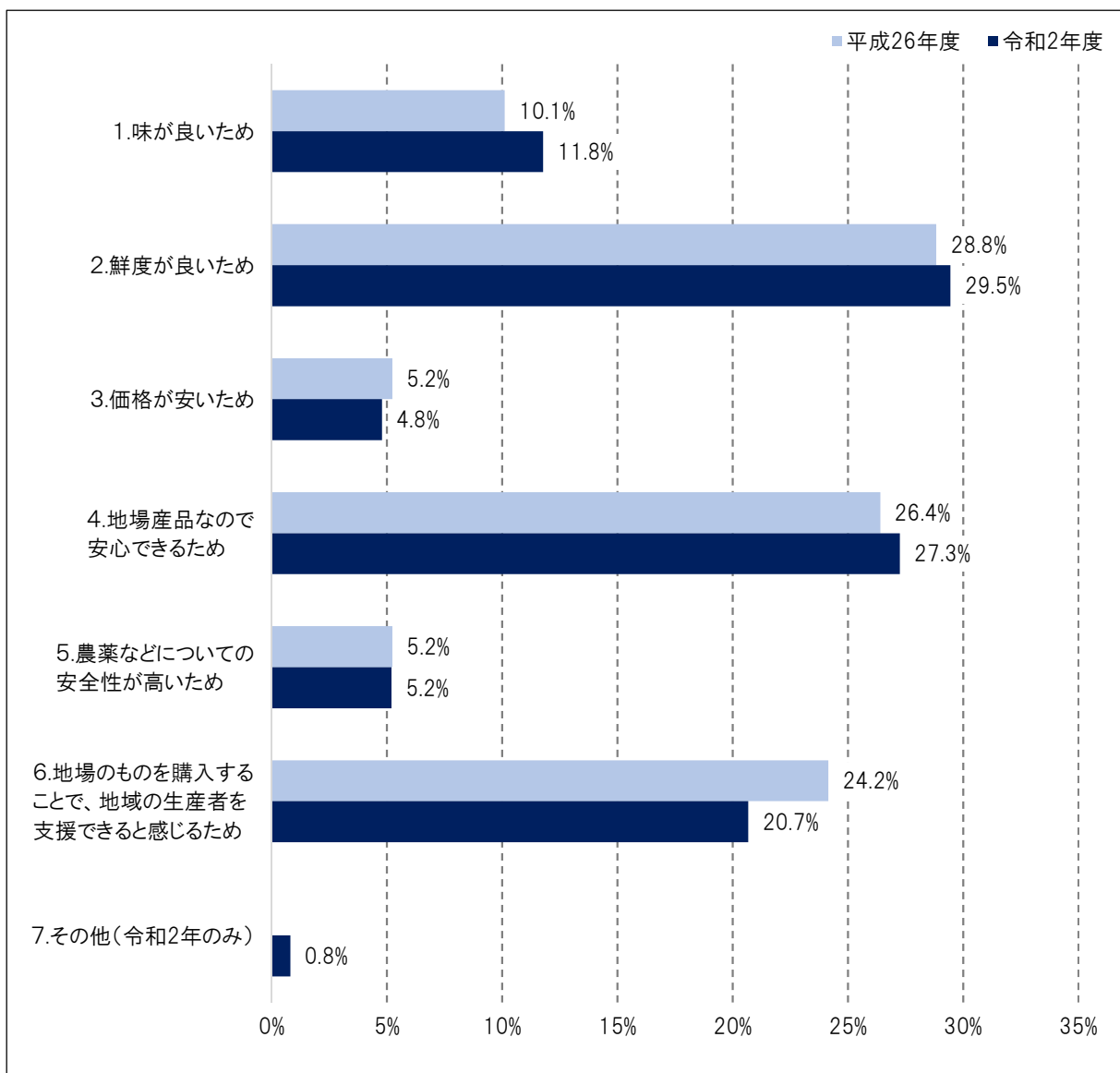
②米沢産の農畜産物を意識して食べている理由

「鮮度が良いため」「地場産品なので安心できるため」の割合が高い。

- ・ 米沢産の農畜産物を意識して食べている理由は、「2. 鮮度が良いため」（29.5%）が最も多く、次いで、「4. 地場産品なので安心できるため」（27.3%）、「6. 地場のものを購入することで、地域の生産者を支援できると感じるため」（20.7%）となっています。【図表17】
- ・ 前回（平成26年）と比べると、「1. 味が良いため」「2. 鮮度が良いため」「4. 地場産品なので安心できるため」の割合が増加しています。【図表14】

図表 17 米沢産の農畜産物を意識して食べている理由（複数回答）

（単位：％）



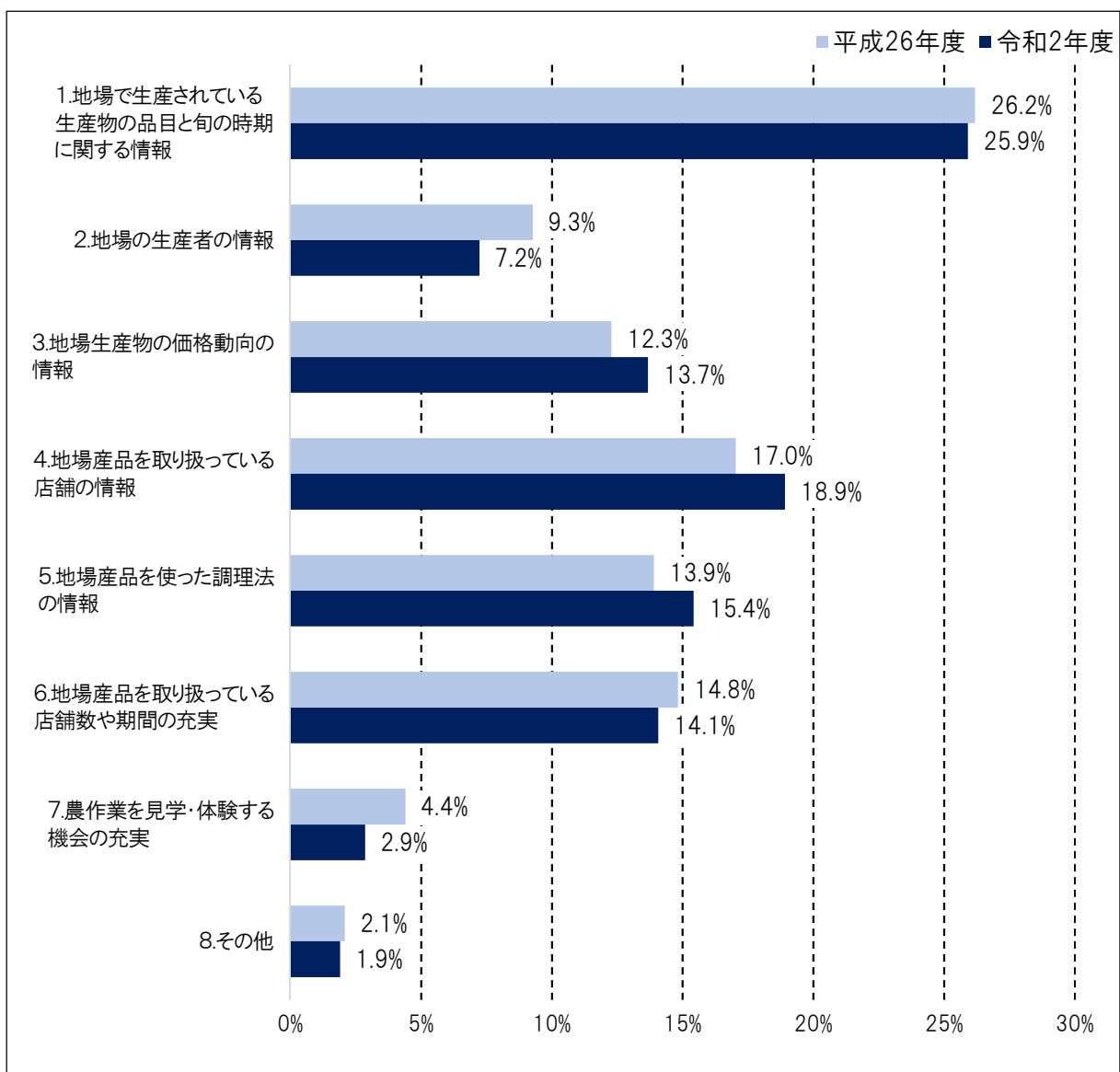
③米沢産の農畜産物の購入拡大に向けて必要なこと

「地場で生産されている生産物の品目と旬の時期に関する情報」の割合が最も高い。

- ・ 米沢産の農畜産物の購入拡大に向けて必要なこととして「1. 地場で生産されている生産物の品目と旬の時期に関する情報」（25.9%）が最も多く、次いで、「4. 地場産品を取り扱っている店舗の情報」（18.9%）、「5. 地場産品を使った調理法の情報」（15.4%）となっています。【図表18】
- ・ 前回（平成26年）と比べると、「3. 地場産物の価格動向の情報」「4. 地場産品を取り扱っている店舗の情報」「5. 地場産品を使った調理法の情報」の割合が増加しています。【図表18】

図表 18 米沢産の農畜産物の購入拡大に向けて必要なこと（複数回答）

（単位：％）



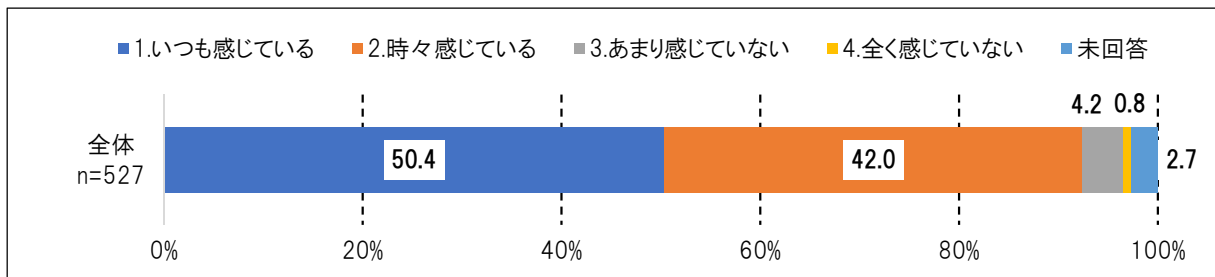
(5) 食品ロスについて

①食品ロスに対する意識状況

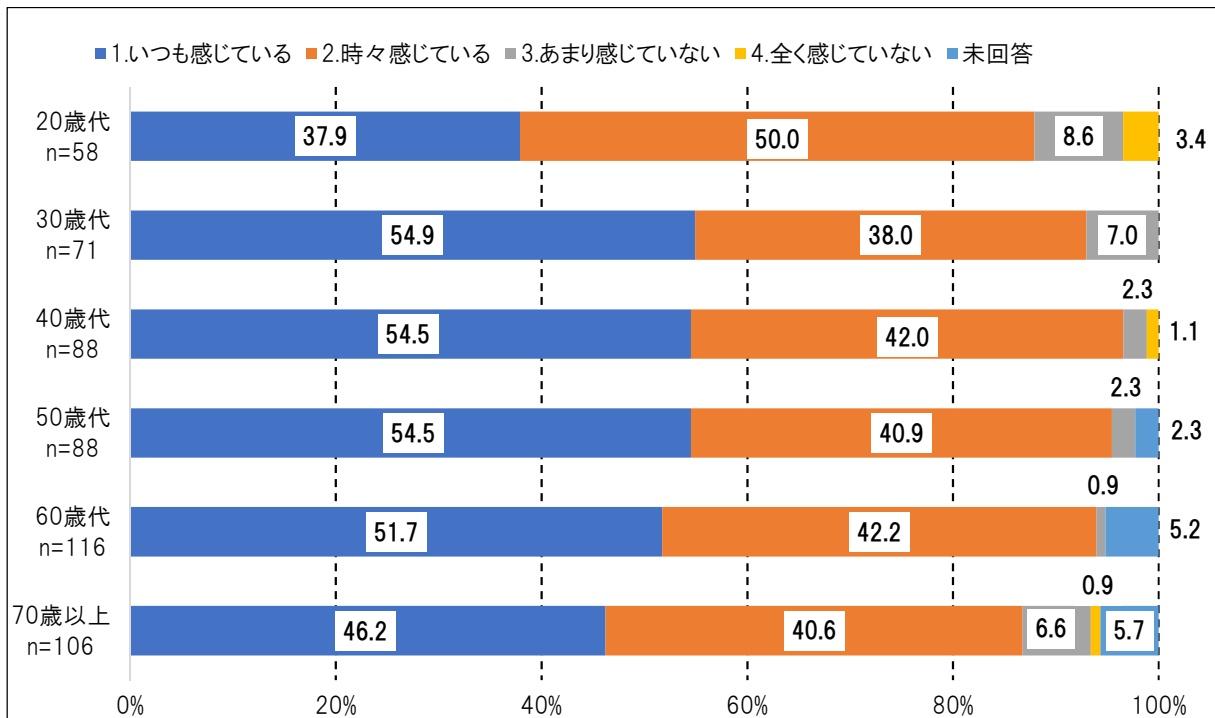
食品ロスについて日頃から「もったいない」と感じる割合は 90%を超えた。

- ・ 食品ロスを感じている割合は 92.4%（いつも感じている 50.4%、時々感じている 42.0%）となりました。【図表 19-1】
- ・ 年代別で見ると、30～60 歳代で「いつも感じている」の割合が 5 割を超えています。【図表 19-2】

図表 19-1 食品ロスに対して日頃から「もったいない」と感じているか (単位：%)



図表 19-2 食品ロスに対して日頃から「もったいない」と感じているか (年代別) (単位：%)



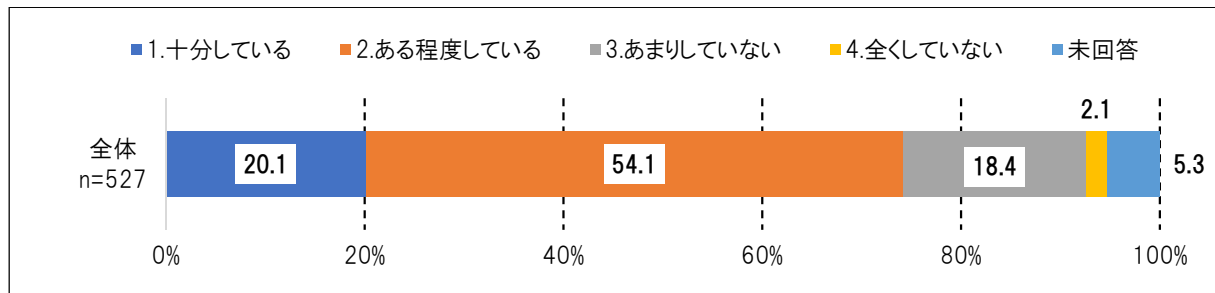
②食品ロスを減らす努力の実践状況

食品ロスを「減らす努力をしている」の割合は70%を超えた。

- ・ 食品ロスを減らす努力をしている割合は、74.2%（十分している20.1%、ある程度している54.1%）となりました。【図表20-1】
- ・ 年代別に見ると、食品ロスを減らす努力をしている割合は、すべての年代において60%を超えています。【図表20-2】

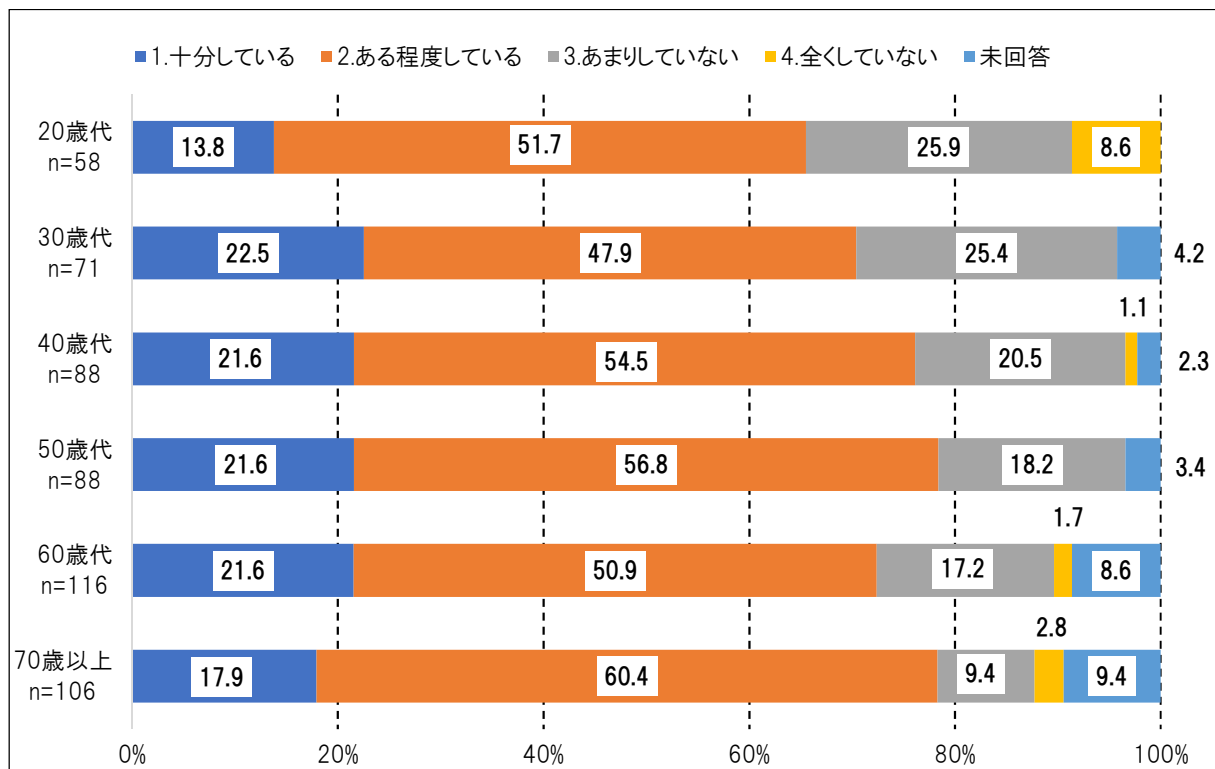
図表 20-1 食品ロスを減らす努力の実践状況

(単位：%)



図表 20-2 食品ロスを減らす努力の実践状況（年代別）

(単位：%)



(6) 食文化の伝承について

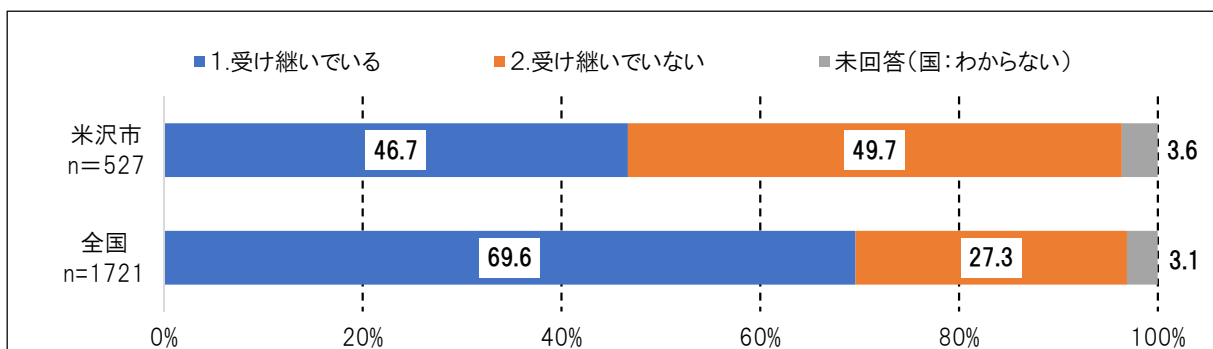
①地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法の伝承状況

地域や家庭で受け継がれてきた食べ方や作法を「受け継いでいる」人の割合が全国と比べると低かった。

- ・ 地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法の伝承は、「受け継いでいる」の割合が46.7%、「受け継いでいない」の割合は49.7%となりました。【図表 21-1】
- ・ 年代別に見ると、「受け継いでいる」と回答した割合が50%を超えているのは、70歳以上（53.8%）のみとなっています。【図表 21-2】

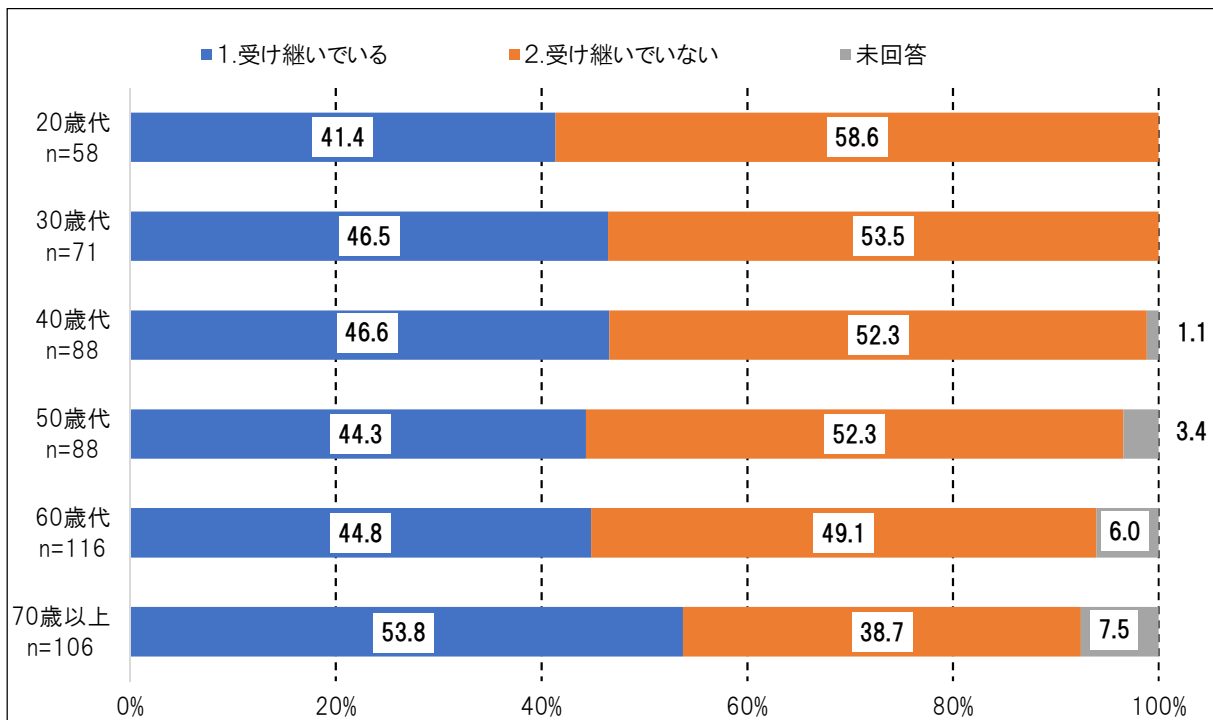
図表 21-1 地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法の伝承状況

(単位：%)



図表 21-2 地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法の伝承状況（年代別）

(単位：%)



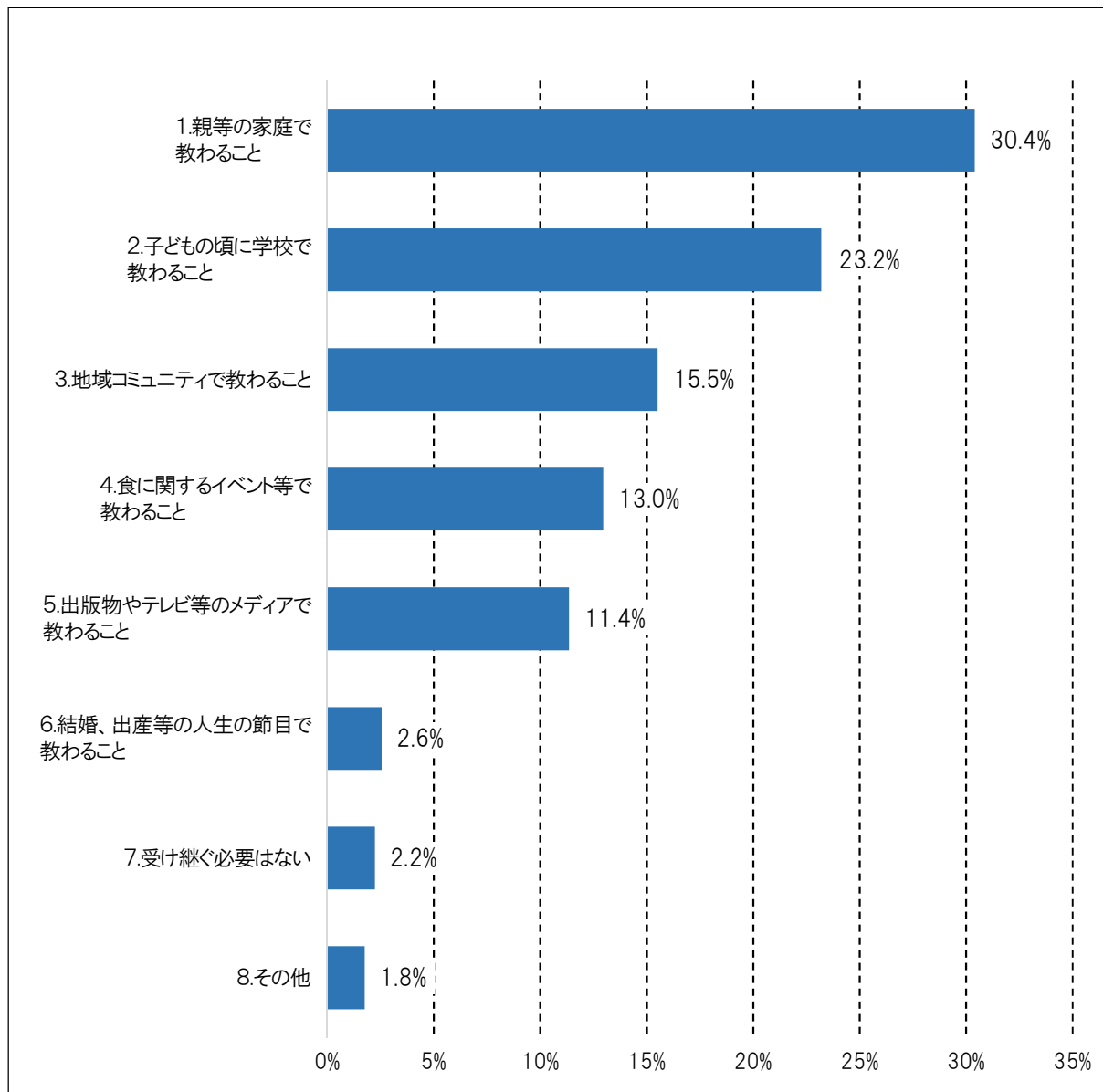
②地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法の継承の考え

地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法を受け継ぐためには、「親等の家庭で教わること」の割合が最も高い。

- ・ 地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法を伝承するために必要なこととして、「1. 親等の家庭で教わること」(30.4%) が最も多く、次いで、「2. 子どもの頃に学校で教わること」(23.2%)、「3. 地域コミュニティで教わること」(15.5%)となっています。【図表 22】

図表 22 地域や家庭で受け継がれてきた食べ方・作法継承の考え

(単位：%)



3 第2次米沢市食育推進計画の取組と評価

(1) 計画の取組

本市ではこれまで食育に関わる様々な活動に取り組んできました。第2次米沢市食育推進計画で掲げた基本方針に関わる代表的な取組は以下のとおりです。

【基本方針】

- 1 食からの健康づくり
- 2 食を通じた豊かな心づくり
- 3 環境に配慮したやさしい暮らしづくり
- 4 食の情報発信とネットワークづくり

事業名	事業内容	基本方針			
		1	2	3	4
食品表示の相談・被疑情報の相談受付 担当課：環境生活課	消費生活センターによる食品表示法に関する相談、食品表示の違反が疑われる情報の受付				●
学校と地域の連携による消費者教育支援事業 担当課：環境生活課	子どもたちを対象に消費者教育紙芝居とガイドブックを使った読み聞かせの実施		●	●	●
消費者月間を活用した普及啓発 担当課：環境生活課	消費者教育紙芝居や消費者教育ガイドブックを活用した消費者教育の普及啓発の実施		●	●	●
各園での農業体験・調理体験 担当課：こども課	食べ物への関心、食べることへの興味を深めるため、農業体験及び調理体験の実施		●	●	
各園での鮮魚見学、牛舎見学 担当課：こども課	命を頂いていることへの感謝の気持ちの育成に向けた鮮魚や牛舎見学の実施		●	●	
各園での季節の果物狩り 担当課：こども課	地場産農産物への理解、食農教育の推進に向けた果物狩りの実施		●	●	
各園での食育絵本読み聞かせ 担当課：こども課	食育絵本を活用した栄養士や調理師による絵本の読み聞かせの実施		●	●	
赤ちゃんを迎える親講座 担当課：健康課	妊娠 16 週以降の妊婦と夫を対象とした講話と調理実習の実施	●			
乳幼児健康診査での健康教室 担当課：健康課	7 か月児、1 歳 8 か月児、3 歳児への乳幼児健診の健康教室での栄養指導の実施	●			
健診結果説明会での栄養指導 担当課：健康課	健診結果を用いた、生活習慣の改善に向けた講話、個別相談の実施	●			

事業名	事業内容	基本方針			
		1	2	3	4
地区伝達講習会 担当課：健康課	食生活改善推進員による食生活改善に向けた講習会の実施	●	●	●	●
食育絵本作成 担当課：健康課	地場産農産物を題材にした食育絵本の作成		●	●	●
中学生を対象とした減塩教育 担当課：健康課	市内中学生を対象とした尿中塩分測定調査に基づいた講話の実施	●			
田んぼアート米づくり体験事業 担当課：農林課	田植え・稲刈りの農業体験を通じた地場産農産物への理解、食農教育の推進		●	●	●
米沢市農業まつり 担当課：農林課	米沢牛肉まつり、米澤米まつりの開催を通じた地産地消の促進		●	●	●
米沢うまいもの振興協議会事業 担当課：農林課	地場産品販売イベントにおいて地場産農産物のPR、認知度向上の取組の実施		●	●	●
学校給食における地場産農産物供給事業 担当課：農林課	学校給食への地場産農産物の供給の実施			●	
オーガニックフェスタ米沢 担当課：農林課	有機農業に取り組む生産者と、安心安全な農産物を求める消費者との交流の場の設定			●	●
米沢の伝統野菜 雪菜料理コンテスト 担当課：農林課	米沢の伝統野菜の雪菜の魅力の発信とPRを図るコンテストの実施		●	●	●
学校調理従事者研修会 担当課：教育総務課	学校給食調理従事者への知識や技術向上に向けた研修会の実施	●	●	●	●
中央公民館事業「親子 de チャレンジ☆」 担当課：社会教育課	食や栄養の知識や理解の向上に向けた親子での調理実習の実施		●		
子ども食育マスター育成事業 担当課：学校教育課	実施校を選定し、各校での食育に関する体験活動や外部講師を招いての講話の実施	●	●	●	●
農と食の元気っ子講座 担当課：農業委員会事務局	地場産農産物への理解、食農教育の推進に向けた親子での農業体験や調理実習の実施			●	

(2) 計画の評価

①評価の基準について

目標値達成状況の評価は、第2次食育推進計画の数値目標と比較し、評価区分を4段階に分けて評価しました。

《評価基準》

評価区分		判定基準
A	達成したもの	目標達成
B	改善がみられたもの	改善率 10%以上
C	変わらないもの	改善率 -10%以上10%未満
D	悪化したもの	改善率 -10%未満

※改善率＝（現状値－策定時値）÷策定時値×100

②評価の結果について

A：達成したもの

ア 保育所、認定こども園等における食育の実施率

B：改善がみられたもの

ア 朝食の欠食率の減少（中学生）

C：変わらないもの

ア 朝食を食べる人の割合

イ 朝食の欠食率の減少（高校生）

ウ 米沢市青果物地方卸売市場 地場物（野菜）取扱数量の占める割合

D：悪化したもの

ア 朝食の欠食率の減少（小学生）

イ 学校給食における地場産農産物（置賜産）の使用割合

ウ 米沢市青果物地方卸売市場 地場物（果物）取扱数量の占める割合

エ 食育に関する何らかの活動や行動をしている人の割合

オ 食の安全に関する知識を持っている人の割合

基本方針1 食からの健康づくり

【数値目標】朝食を毎日食べる人の割合

策定時	目標値	現状値 (R2)	評価
84.0%	90%	80.1%	C
策定時・現状値出典			
策定時：平成26年度米沢市「食育」に関する市民アンケート調査			
現状値：令和2年度米沢市「食育」に関する市民アンケート調査			

【数値目標】朝食の欠食率の減少

	策定時	目標値	現状値 (R1)	評価
小学生	0.5%	0.0%	7.5%	D
中学生	7.5%	0.0%	6.3%	B
高校生	12.4%	5.0%以下	13.5%	C
策定時・現状値出典				
策定時：平成24年度米沢市民健康づくり運動計画アンケート調査				
現状値：平成29年度米沢市民健康づくり運動計画アンケート調査				

基本方針2 食を通じた豊かな心づくり

【数値目標】保育所、認定こども園等における食育の実施率

策定時	目標値	現状値 (R2)	評価
77.1%	100%	100%	A
策定時・現状値出典			
策定時：平成27年米沢市こども課調査			
現状値：令和2年米沢市こども課調査			

【数値目標】学校給食における地場産農産物（置賜産）の使用割合

	策定時	目標値	現状値 (R1)	評価
野菜	32.1%	35%以上	26.6%	D
策定時・現状値出典				
策定時：平成26年米沢市教育委員会調査				
現状値：令和2年米沢市教育委員会調査				

基本方針3 環境に配慮したやさしい暮らしづくり

【数値目標】学校給食における地場産農産物（置賜産）の使用割合（再掲）

	策定時	目標値	現状値（R1）	評価
野菜	32.1%	35%以上	26.6%	D
策定時・現状値出典				
策定時：平成26年米沢市教育委員会調査				
現状値：令和2年度米沢市教育委員会調査				

※基本方針2の数値目標の再掲

【数値目標】米沢市青果物地方卸売市場 地場物（野菜、果物）取扱数量の占める割合

	策定時	目標値	現状値（R1）	評価
野菜	19.1%	23%	17.9%	C
果物	9.4%	12%	7.1%	D
策定時・現状値出典				
策定時：平成26年度米沢市市場年報				
現状値：令和元年度米沢市市場年報				

基本方針4 食の情報発信とネットワークづくり

【数値目標】食育に関する何らかの活動や行動をしている人の割合

策定時	目標値	現状値（R2）	評価
49.3%	89%以上	43.5%	D
策定時・現状値出典			
策定時：平成26年度米沢市「食育」に関する市民アンケート調査			
現状値：令和2年度米沢市「食育」に関する市民アンケート調査			

【数値目標】食の安全に関する知識を持っている人の割合

策定時	目標値	現状値（R2）	評価
72.3%	85%以上	56.9%	D
策定時・現状値出典			
策定時：平成26年度米沢市「食育」に関する市民アンケート調査			
現状値：令和2年度米沢市「食育」に関する市民アンケート調査			

※国の第2次食育推進計画との相関を図るため、策定時はよく理解している12.4%とある程度理解している59.9%を合せた割合としています。そのため、現状値はよく理解している4.9%とある程度理解している52.0%を合せた割合となっています。

4 第3次米沢市食育推進計画策定に向けた基本施策

健康寿命とは、「心身ともに自立し、健康的に生活できる期間」のことです。単に「寿命を延ばす」ことではなく、「健康でいられる期間を延ばす」という健康寿命の指標が重要視されるようになりました。

この健康寿命を延伸するためには、日頃からの健康づくりや生活習慣病予防のための減塩及び、肥満、低栄養の予防に加え、歯と口の健康づくりを推進する取組が重要です。米沢市民に親しみのある食べ物は、なす漬、玉こん、芋煮、ラーメンといずれも塩分が高めです。幼少期に形成される食習慣が大人になって大きな影響を与えることから、幼少期からの健康的な食習慣の形成が重要であり、これから親となる若い世代に対して、食育を推進することが重要です。

また、次世代に伝え、つなげる食育として、食品ロス削減の推進、和食、伝統食、伝統食材※、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の推進を図る必要があります。子どもや高齢者を含む全ての市民に対して食体験や共食の機会の提供に努めるとともにライフステージに応じた食育を家庭や企業、学校、地域、関係団体等が連携し取り組むことが必要です。

さらに、本計画の推進に当たっては、SDGsの理念を踏まえ、市民にその周知を図りながら関係機関と連携し、目標の達成に向けた取組を推進してまいります。

健康寿命の延伸につながる食育の推進

- 健康な身体づくりの推進
 - 望ましい食生活の推進
 - 生活習慣病の予防と生活習慣の改善
- 歯と口腔の健康づくりの推進
 - 健康な歯と口腔機能維持の推進

食を守り、次世代へつなぐ食育の推進

- 食の安全・安心の確立
 - 賢い消費者の育成
 - 安全・安心な農産物の生産及び提供の推進
- 地産地消の推進
 - 地場産農産物の積極的活用
 - 地場産農産物の消費拡大
- 食文化の継承
 - 伝統食材を用いた行事食や郷土料理の継承
 - 和食文化の継承
- 環境を考えた食生活の推進
 - 環境を考えた食生活の実践

豊かな心と感謝の心を育む食育の推進

- 食を通じた交流や学びの推進
 - 団らんや交流機会の促進
 - 食農教育※の推進
- 地域社会における食育の推進
 - 家庭における食育の推進
 - 学校等における食育の推進
 - 地域における食育の推進

SDGs とは？

【（エス・ディー・ジーズ）（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）】とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの17の目標は、教育、文化、産業、環境等のあらゆる施策において市民の健康増進に寄与することに視点を置き、市民と一体となって健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に取り組むことを掲げた「健康長寿のまちづくり」の目指すべき姿と一致するものです。



SDGsの17の目標

	目標1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標10 不平等 各国内および各国間の不平等を是正する。
	目標2 飢餓 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標11 持続可能な都市 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
	目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標12 持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標4 教育 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		目標13 気候変動 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。		目標14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
	目標6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標15 陸上資源 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
	目標7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標16 平和 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
	目標8 経済成長と雇用 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。		目標17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標9 インフラ、産業化、イノベーション レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。		

出典：内閣府地方創生事務局

第 3 章 食育推進の考え方

第3章 食育推進の考え方

1 スローガン

「^わ和」を「^わ輪」で創る よねざわの食育

「^わ和」は和食の良さ、^{なご}和やかな雰囲気、家族といった^{やわ}和らぐ場所などを意味し、
「^わ輪」はコミュニケーション、家族や地域の輪といった世代間の連携などを意味します。

食を通じて^{なご}和やかな雰囲気と^{やわ}和らぐ場所を創る「^わ和」をもって、世代間、地域内、生産者と消費者がつながる「^わ輪」を創るという意味を込めました。

2 基本理念

市民一人ひとりが、自らの健康と食の大切さへの理解を深め、
健やかで心豊かな生活を送る

食は私たちが生きていくために欠かせない、最も重要なものです。しかし、食を取り巻く環境は、社会情勢やライフスタイル、または個人の嗜好など、時代の流れの中で大きく変化しています。さらに新型コロナウイルスといった新たな感染症の影響により、これまでの生活様式が一変し、その環境の変化により、身近な健康や暮らし、そして国内をはじめ国外の社会経済活動に大きな影響が出ています。

この日々変化する状況下において、本市が進める健康長寿日本一を目指したまちづくりの推進にあたり、家庭、学校、地域が連携し食育を実践できる環境づくりを行います。

3 計画の体系

スローガン、基本理念に基づき、計画の体系を示すものです。また、SDGsの17の目標のうち、本市の食育推進により貢献できる目標を示しました。

基本 施策	取組の 方向	主な取組	貢献する SDGs 目標
	1 健康寿命の延伸につながる食育の推進		  
	1-1 健康な身体づくりの推進	望ましい食生活の推進	
		生活習慣病の予防と生活習慣の改善	
		生活習慣病の予防と生活習慣の改善	
	1-2 歯と口腔の健康づくりの推進	健康な歯と口腔機能維持の推進	
	2 豊かな心と感謝の心を育む食育の推進		     
	2-1 食を通じた交流や学びの推進	団らんや交流機会の促進	
		食農教育の推進	
		食農教育の推進	
	2-2 地域社会における食育の推進	家庭における食育の推進	
		学校等における食育の推進	
		地域における食育の推進	
		地域における食育の推進	
	3 食を守り、次世代へつなぐ食育の推進		     
	3-1 食の安全・安心の確立	賢い消費者の育成	
		安全・安心な農産物の生産及び提供の推進	
		安全・安心な農産物の生産及び提供の推進	
	3-2 地産地消の推進	地場産農産物の積極的活用	
		地場産農産物の消費拡大	
		地場産農産物の消費拡大	
	3-3 食文化の継承	伝統食材を用いた行事食や伝統食の継承	
		和食文化の継承	
		和食文化の継承	
	3-4 環境を考えた食生活の推進	環境を考えた食生活の実践	

4 数値目標

第3次米沢市食育推進計画に掲げる基本施策を推進するため、数値目標を設定し、施策の達成状況や成果を図る指標とします。

指標			現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
1	食育に関心を持っている人の割合		79.4%※1	90%以上
2	食育に関する何らかの活動や行動をしている人の割合		43.5%※1	66%以上
3	朝食を毎日食べる人の割合	小学 6 年生	96.2%※2	100%
		中学 3 年生	96.9%※2	100%
		20 歳以上	80.1%※1	85%以上
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている人の割合		47.4%※1	70%以上
5	生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実践している人の割合		68.7%※1	75%以上
6	学校給食における交流給食の実施回数 (児童・生徒 1 人あたり)		0.83 回※3	1 回以上
7	学校給食における置賜産農産物共同購入対象品目		12 品目	15 品目
8	学校給食における郷土料理の提供回数 (1 校あたり)		3.8 回※3	4 回以上
9	食農教育活動事業数		28 回※5	28 回以上
10	保育所・幼稚園における食育の実施率		100%※4	100%
11	食の安全に関する知識を持っている人の割合		56.9%※1	80%以上
12	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している人の割合		46.7%※1	70%以上
13	米沢産の農産物を意識して食べている人の割合		52.4%※1	70%以上
14	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合		74.2%※1	80%以上

※1 令和2年度「食育」に関する市民アンケート調査

※2 平成31年度全国学力・学習状況調査

※3 令和2年度米沢市教育委員会調査

※4 令和2年度米沢市こども課調査

※5 令和元年度米沢市健康課調査

第 4 章 施策の展開

第4章 施策の展開

I 基本施策

基本施策 I 健康寿命の延伸につながる食育の推進

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化による世帯構成の変化、食に関する価値観の多様化による食を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、朝食の欠食や偏食・過食による肥満、食塩の過剰摂取が本市では課題となっています。生活習慣病を引き起こす原因であることから、食生活の改善が重要となります。

健康寿命の延伸につなげるため、子どもから成人、高齢者に至るまで栄養バランスのとれた食事や規則正しい食生活を実践し、望ましい食習慣を身に付け、健康な身体をつくり、保持していくことが必要です。

【取組の方向】

生涯にわたって健康で元気に暮らし続けるためには、望ましい食生活の実践と健やかな身体の保持が不可欠です。健康寿命の延伸のため、身体と口腔の健康づくりを推進します。

【主な取組】

1. 健康な身体づくりの推進

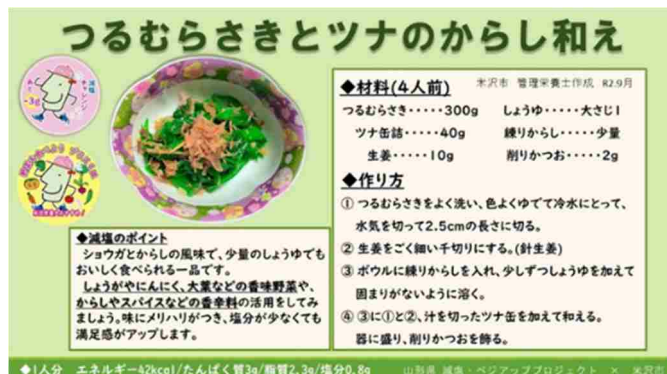
生涯にわたって健康な身体を保つため、規則正しい食生活の実践や生活習慣病の予防と改善を図り、健康な身体づくりを推進します。

(1) 望ましい食生活の推進

食に関する知識や理解を深め、栄養バランスのとれた食事や規則正しい食生活が実践できるよう、望ましい食生活を推進します。

●主な事業

- ➔ 早寝・早起き・朝ごはん運動^{*}の推進
- ➔ 主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食事の普及啓発
- ➔ SNS^{*}を活用した食育に関する情報の発信



▲市 Twitter でのレシピの配信

(2) 生活習慣病の予防と生活習慣の改善

生活習慣病を引き起こす原因となる食塩の過剰摂取、野菜不足、偏った食生活を防ぐため、生活習慣病の予防と生活習慣の改善を推進します。

●主な事業

- 市民や企業を対象とした減塩に向けた事業の実施
- 食生活改善推進員※による減塩普及活動の実施
- 地区健康教室や訪問による生活習慣病の発症及び重症化予防に向けた栄養指導の実施
- SNS を活用した食育に関する情報の発信
- 高齢者の低栄養の改善に向けた短期集中型の訪問による支援



▲生活習慣病予防の発症及び重症化予防に向けた栄養指導の実施



▲食生活改善推進員による減塩普及活動の実施

2. 歯と口腔の健康づくりの推進

歯や口の健康を守ることは、食事や会話を楽しむだけではなく、健康な身体を保ちすこやかな食生活を送る上で重要な役割を果たしています。生涯を通じて自分の歯と口で健康で豊かな生活ができるための取組を推進します。

(1) 健康な歯と口腔機能維持の推進

歯科健診や保健指導を通して、口腔ケアや歯の重要性、むし歯予防等の普及啓発を図り、健康な歯と口腔機能の維持を推進します。

●主な事業

- 妊婦や乳幼児への歯科指導の実施
- 歯周病検診、ブラッシング指導の実施
- 学校等での歯科指導の実施
- 米沢市歯科医師会と連携した歯と口の健康相談の実施
- 8020 運動※の推進
- 在宅寝たきり者訪問歯科診療事業の実施



▲令和2年度 8020 達成者表彰式

基本施策2 豊かな心と感謝の心を育む食育の推進

【現状と課題】

20歳代から30歳代を中心とする若い世代では、食への関心、朝食の欠食率や栄養バランスに配慮した食生活の実践度が他の世代よりも低いため、次世代を担う若い世代はもちろんのこと、幼少期から、改めて食の重要性を啓発していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で生活行動や働き方に影響が出ている中、新しい生活様式※を踏まえながら親子や地域との食を通じた交流を進めていかなければなりません。

このため、家庭や学校、地域と連携して、朝食や夕食を家族で一緒に食えること、友人や地域など様々な人との共食をすることといった「食」の重要性の認識、「食」が自然の恵みと生産や調理を行う食に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの理解の促進を図り、感謝する心の育成と自ら食育を実践できる環境づくりを推進していく必要があります。

【取組の方向】

家族や友人など様々な人と食を楽しむことは豊かな心を育み、食を学ぶことは感謝の心を育むことにつながります。共食や食に関する学習機会、また家庭、学校、地域を通じて、豊かな心と感謝の心を育む取組を推進します。

【主な取組】

1. 食を通じた交流や学びの推進

家族や友人といった様々な人と共食を通じた楽しい食の促進と、自然の恵みや食に関わる様々な人への感謝の心の育成を図るため、食を通じた交流や学びを推進します。

(1) 団らんや交流機会の促進

新しい生活様式を踏まえながら、親子や地域と食を通じた交流機会を充実し、家族団らんに加えて、友人や地域の方々など様々な人との共食を推進します。

●主な事業

- 家族団らんの機会促進に向けた啓発
- 親子や市民への食をテーマにした講座の実施
- 健康経営※の推進
- 支援が必要な子どもへの食の機会の提供
- 住民主体の通いの場の利用促進や立ち上げ支援、栄養士による講話の実施



▲住民主体の通いの場での共食



▲通いの場での食事内容

(2) 食農教育の推進

食に関する学習機会や体験活動を通じて、食が自然の恵みや生産者をはじめとする様々な人に支えられていることへの感謝の心の育成を推進します。

●主な事業

- ➔ 田んぼアートの実施
- ➔ 食と農の元気っ子講座による収穫体験や調理実習の実施
- ➔ 市民農園運営管理事業の実施による食農の場の提供
- ➔ グリーン・ツーリズム※による生産者と消費者の交流の促進
- ➔ 学校等での収穫体験や調理実習による食農の場の提供



▲田んぼアート



▲食と農の元気っ子講座での食農体験

2. 地域社会における食育の推進

家庭、学校、地域はそれぞれに食育実践の場として重要な役割を担っているため、それぞれの特性を生かした食育を推進します。

(1) 家庭における食育の推進

家族で食や栄養に関する知識の普及や理解を深め、望ましい食生活を実践するため、家庭における食育を推進します。

●主な事業

- ➔ 親子や子どもを対象とした料理教室の開催
- ➔ 乳幼児健診や健康教室を通じた保護者への食や栄養の啓発
- ➔ 給食だよりや給食参観を通じた保護者への食や栄養の啓発
- ➔ 小中学生の保護者を対象とした家庭教育講座の開催



▲乳幼児健診での栄養相談

(2) 学校等における食育の推進

食に関する理解を深めるため、給食や総合的な学習等を通して、保育所、認定こども園等、小中学校における食育を推進します。

●主な事業

- 子ども食育マスター育成事業の実施
- 食育だよりや給食だよりの発行
- 栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実
- 交流給食の実施
- 学校等での収穫体験や調理実習による学習機会の充実
- 学校等での行事食や伝統食の提供による学習機会の充実
- 食育絵本を使った読み聞かせの実施
- 給食での地場産農産物の活用
- 学校調理従事者研修会の実施



▲給食での地場産農産物の活用

(3) 地域における食育の推進

子どもから高齢者まで生涯を通した食育を推進するため、家庭や学校とともに地域における食育を推進します。

●主な事業

- 食生活改善推進員の活動や人材育成への支援
- コミュニティセンターや食育活動団体への支援
- 食育活動団体に関する情報の収集や発信

コミュニティセンターへの健康長寿のまちづくりに関する事業への支援
(県立米沢栄養大学の協力を得て実施した主な事業)

愛宕コミュニティ
センターでの事業



▲食育 SAT システム※を使った栄養バランスチェック



▲鯉を使った料理教室の献立

松川コミュニティ
センターでの事業



▲減塩料理の調理実習



▲減塩料理の献立

基本施策3 食を守り、次世代へつなぐ食育の推進

【現状と課題】

日本や世界における食品ロス問題や環境問題が懸念される中で、市民一人ひとりが食の視点から環境負荷^{*}を低減した持続可能な社会の実現を考えていかなければなりません。

地場産農産物の活用は、生産地と消費地の距離が近く輸送距離が削減されるため、輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されます。地域の食を地域で支えるとともに、地産地消の推進に当たっては、SDGsの観点からフードマイレージ^{*}(食料の輸送距離)といった新たな視点からの取組を推進する必要があります。

市民一人ひとりが食を選択するうえで、環境負荷の低減に寄与する知識と行動力を持つことが必要です。食品の購入から調理、後片付けまで無駄を少なく実践できる持続可能な社会の構築に向けた環境づくりを推進していきます。

また、核家族の進行や生活様式の変化により、「親から子へ」「子から孫へ」といった世代間のつながりや、地域コミュニティでの地域行事による地域間のつながりが希薄化する中で、家庭や地域で受け継がれてきた料理や味、作法、地域に古くから伝わる伝統食や食文化を次世代に受け継ぐ意識や機会が減っています。

先人から受け継がれてきた伝統食や食文化を守るため、家庭や学校、地域と連携して、次世代へつないでいくことが必要です。

地元産の食べ物は地球に優しい！



米沢市直江兼続
マスコットキャラクター
「かねたん」

フードマイレージ (food mileage) とは、直訳すると「食料輸送距離」のことです。

食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表されるものです。なるべく近いところから食料を仕入れることで、輸送や保管に伴うエネルギーやCO₂やNO_x(窒素酸化物)が削減され、その分地球環境への負荷が減るという考えから、その指標としてフードマイレージが使われます。

普段食べているものが、どこで生産され、私達の元へ運ばれてきたのか、見直してみませんか。環境に優しい食品を選ぶには、どうすればいいのか、一人ひとりが考えたい問題です。

【取組の方向】

飽食の一方で、食品ロス問題や環境問題が心配される中、環境負荷を低減し持続可能な社会の実現が求められています。食を選択する知識と行動力を兼ね備え、先人から受け継がれてきた食と食文化を守り、次世代へつなぐための取組を推進します。

【主な取組】

1. 食の安全・安心の確立

自らの判断で食を選択する力を養うため、食の安全性や食品衛生に関する正しい知識の普及と理解を深めるとともに、安全・安心な農産物の地産地消の取組を推進します。

(1) 賢い消費者の育成

食の安全に関する知識の普及啓発、安全な食べ物を見分ける知識の向上を図るため、消費者教育*を行い、自分で正しい食品を選択できる賢い消費者の育成を推進します。

●主な事業

- 広報や SNS を活用した食の安全・安心情報の発信
- 消費者月間を活用した学習機会の充実
- 消費生活出前講座による学習機会の提供
- 学校や地域と連携した消費者教育支援事業の実施
- 食品表示法の相談窓口の設置



▲消費者月間での展示
(消費者教育紙しばい)

(2) 安全・安心な農産物の生産及び提供の推進

安全・安心な農産物を消費者の元に届けるため、顔の見える農産物の提供体制、有機農業*や環境保全型農業*を推進し、安全・安心な農産物の生産及び提供を推進します。

●主な事業

- 地場産農産物直売所や軽トラ市による生産者と消費者の交流機会の充実
- 有機農業、環境保全型農業の推進



▲農業まつりでの生産者と
消費者の交流



▲オーガニックフェスタ米沢での有機
農業に取り組む生産者との交流によ
る有機農業の促進

2. 地産地消の推進

地域で生産されている農産物の利用促進や消費拡大を図り、食料自給率向上やフードマイレージ（食料の輸送距離）の低減につなげるため、地産地消を推進します。

（1）地場産農産物の積極的活用

地域の「食」を生きた教材として活かすため、学校等の給食、各種事業での地場産農産物の積極的活用を推進します。

●主な事業

- 給食での地場産農産物の活用
- 学校給食地場産農産物供給事業による地場産農産物の活用
- ヘルスメイト研修会、食生活改善推進員養成講座での地場産農産物の活用

（2）地場産農産物の消費拡大

地場産農産物を扱う直売所をはじめとする店舗や各種イベントを通して、地場産農産物の消費拡大を図ります。

●主な事業

- 観光や農業関連イベントによる地場産農産物の消費促進
- 米沢観光 NAVI による食の情報発信
- 米沢コンベンション弁当の提供
- なせばなる秋まつりでの地場産農産物を使った丼の提供
- 農産物直売所の情報発信の充実
- SNS を活用した周知及び消費促進
- 料理教室による消費促進



▲雪菜を題材にしたイベント

3. 食文化の継承

先人から受け継がれてきた季節の行事食、本市の豊かな食材や伝統食材を用いた伝統食を次世代に伝承していくため、文化を継承する取組を推進します。

（1）伝統食材を用いた行事食や伝統食の継承

子どもから大人まで、地域の食文化への興味と関心を向上させるため、地域の食文化を学ぶ機会を提供し、伝統食材を用いた行事食や伝統食の継承を推進します。

●主な事業

- ヘルスメイト研修会、地区伝達講習会の実施
- 伝統食材や伝統食を紹介する動画やレシピ集の情報発信
- 学校等の給食での行事食や伝統食の提供
- 伝統食材を使ったレシピの周知
- 伝統食材の継承・生産振興に向けた支援の実施



▲米沢鯉を使った給食献立

(2) 和食文化の継承

地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を次世代につなげるため、和食文化の継承を推進します。

●主な事業

- 米飯を中心とした日本型食生活の普及啓発
- 和食文化の継承に向けた情報発信
- 日本型食生活*の促進に向けた情報発信
- 箸づかい等の食べ方・作法の継承に向けた情報発信



▲ヘルスメイト研修会での
日本型食生活実践献立

4. 環境を考えた食生活の推進

市民一人ひとりが食を大事にする心と感謝の心を深め、SDGs につながる行動を実践するため、環境を考えた食生活を推進します。

(1) 環境を考えた食生活の実践

SDGs で掲げる持続可能な社会構築に向けて、食品の無駄や廃棄の少ない消費行動ができる消費者育成を行うため、環境に配慮した食生活の実践を推進します。

●主な事業

- 賞味期限と消費期限の正しい理解などの情報発信
- 出前講座による廃棄物減量に向けた学習機会の提供
- 3010 運動*の推進
- エシカル消費*に向けた学習機会の提供



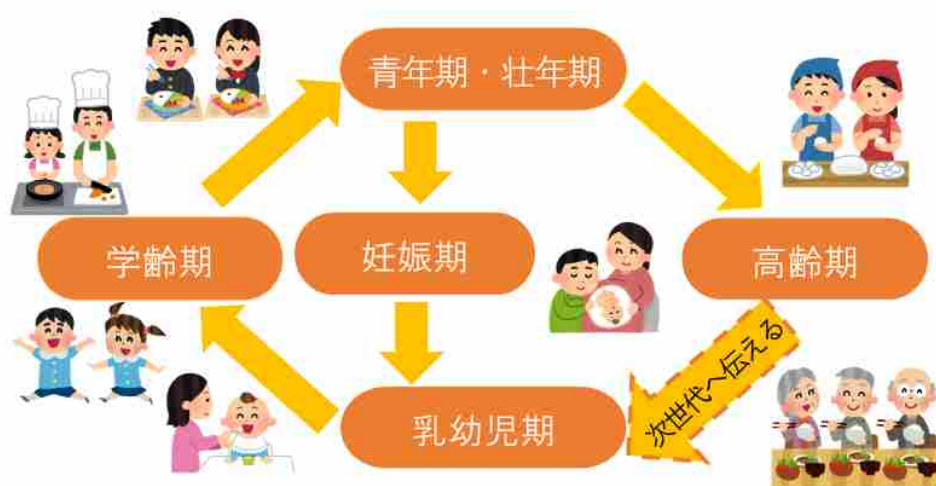
▲消費者教育ガイドブック「action for the future～私たちがつくる未来～」

2 ライフステージに合わせた展開

ライフステージによって健康課題や心身への影響が異なるため、妊娠期から高齢期に至るまでライフステージに応じた食と健康に関する取組を推進します。

ライフステージ	取組の方向
妊娠期	食生活を見直し、新しい命を育もう 新しい命を育むために、食について学び、健康管理を行います。
乳幼児期（0～5 歳）	楽しくおいしく一緒に食べよう 食べる意欲の基礎をつくり、食の体験を広げます。
学齢期（6～18 歳）	食の大切さを学び、自分で選択できる力をつけ、 健全な食生活を自ら実践しよう 食の体験を深め、自分らしい食生活を実践します。
青年期・壮年期（19～64 歳）	健全な食生活を実践して生活習慣病を予防し、次世代に食の輪を広げよう 生活習慣病の予防に向けて望ましい食生活を実践し、また、子どもに対しては食の大切さを伝えます。
高齢期（65 歳以上）	健康を維持し、次世代に食を伝えよう 自分にあった食事により、健康寿命を延伸するとともに、次世代へ食文化や食に関する知識や経験を伝えます。

生涯にわたる食育のイメージ図



(1) 妊娠期**「食生活を見直し、新しい命を育もう」**

お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな成長にとって大切な時期です。妊娠をきっかけにまわりの家族も含めて食の大切さを再確認し、食生活を見直すなど、子育てにおける食生活の基盤を作り始めることが大切です。

【取組の方向】

妊娠をきっかけに、健康な身体づくりを意識し、栄養バランスのとれた食事をとることを理解してもらうために、妊婦と家族を対象とした栄養講座の実施やおやこ広場での栄養相談を実施します。



▲赤ちゃんを迎える親講座 栄養編

●主な事業

- ➔妊婦向け栄養講座の実施
- ➔おやこ広場における健康相談の実施
- ➔健康相談の実施

(2) 乳幼児期（0～5歳）**「楽しくおいしく一緒に食べよう」**

乳幼児期は、心身の基礎をつくる大切な時期です。また、身体が発育し、味覚をはじめ感覚機能、咀嚼機能といった身体的機能の発達が著しい時期です。望ましい食習慣や楽しい食卓は、健康はもちろん、心の成長にも大きく影響を及ぼします。家族やまわりの大人の関わりの中で、食に関する体験を広げ食生活の基礎や規則正しい生活リズムを身に付けることが大切です。

【取組の方向】

1日3食の食事を大切にした生活リズムを身に付けるとともに、素材の味を生かし、小さいころから薄味に慣れることが重要です。このため、保護者に対し、乳幼児健診や健康教室の機会を通じて、栄養指導・相談を行い、また、保育所、認定こども園等での食育だより・給食だよりを通じて、保護者の食育の関心を育てるようにします。

いろいろな食べ物を見て、触って、味わって自分で食べる意欲や味覚を育てるために、保育所、認定こども園等で調理師や栄養



▲食育だより

士による食育活動や、また、農業体験、調理体験、現場見学、読み聞かせ等における、食に対する学習の機会を充実させます。また、家族やまわりの人と会話をしながら、一緒に食事をすることを楽しみ、食事の際のあいさつやマナーや感謝の心を身に付けるため、家族団らんの機会促進を啓発します。

乳幼児期から地域の食材に触れることができるよう、給食や家庭の料理に地場産農産物や伝統食を取り入れるよう普及啓発を行います。



▲ 県立米沢栄養大学の学生が取材・原案作成をした米沢市食育絵本

●主な事業

- 乳幼児健診や健康教室における栄養指導の実施
- おやこ広場における健康相談の実施
- もくいくひろばにおける健康相談の実施
- 健康相談窓口の実施
- 保育所、認定こども園等における食育の推進

食育だよりや給食だよりの発行

食育絵本を使った読み聞かせの実施

給食での地場産農産物の活用や行事食、伝統食の提供

収穫体験や調理実習

(3) 学齢期（6～18歳）

「食の大切さを学び、自分で選択できる力をつけ、健全な食生活を実践しよう」

学童期（6～12歳）は、乳幼児期からの望ましい食習慣や生活習慣を確立し、家庭の食事や学校給食、農業体験や調理体験といった様々な体験を通して食に関する知識を広げ、興味や関心を高めていく時期です。家族や友達と一緒に食事を楽しみ、食に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、食生活が自然の恩恵のもとに成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の心を育むことが大切です。

思春期（13～18歳）は心身ともに大人に近づき、生涯にわたってすこやかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が築かれます。一方で親の管理からも徐々に遠ざかるため、食生活についての関心が薄れ、栄養の偏りや不規則な食事、肥満、痩身志向といった問題が見られることがあります。また夜遅くまで勉強のほか、さらにテレビやゲーム、スマートフォンの影響で睡眠時間が短くなるなど、生活リズムが乱れやすくなります。自立を控えたこの時期は、望ましい食生活を自ら実践する力を身につけることが大切です。



▲子ども向け料理教室の開催

【取組の方向】

朝食を始めとする規則正しい生活リズムと1日3食をしっかりと食べる食習慣を身につけるために、早寝・早起き・朝ごはん運動を推進します。また、栄養バランスや適切な食事量、健康な食事について学び、実践できるように栄養教諭を中心とした食に関する指導を充実します。

家族や友人と楽しく食事をし、コミュニケーションを深めるために、家族団らんの機会促進に向けた啓発とともに、支援が必要な子どもへの食の機会の提供を行います。

生産者と消費者との交流の場として農業体験を行い食の知識と農業の大切さを学ぶことができるよう、食農の場の提供を行います。

食の自然や地域との関わり、地場産農産物に関心を持つことができるよう、学校給食での地場産農産物の活用や行事食や伝統食の提供、生産者や調理師、保護者といった給食に関わる人と交流し、食材や給食に係る授業・講話を聞き、給食を食べる交流給食を推進します。

▲献立表により、食や栄養の知識や理解を深める

●主な事業

- 早寝・早起き・朝ごはん運動の推進
- 親子や子どもを対象とした料理教室の開催
- 農業体験や調理実習、現場見学による学習機会の充実
- 小中学校での食育の推進

食育だよりや給食だよりの発行
 子ども食育マスター育成事業
 栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実
 給食での地場産農産物の活用や行事食・伝統食の提供
 交流給食の実施

(4) 青年期・壮年期（19～64 歳）

「健全な食生活を実践して生活習慣病を予防し、次世代に食の輪を広げよう」

青年期（19～39 歳）は気力・体力ともに充実した働き盛りの世代で、就職や結婚、出産、子育て等により生活が大きく変化する時期です。青年期の食生活は、次の壮年期以降の健康状態に大きな影響を与えるため、適切な食生活と生活リズムを実践し、栄養バランスのとれた食事を楽しく摂ることが大切です。

壮年期（40～64 歳）は家庭や職場・地域などで中心的な役割を担う多忙な時期です。また、これまでの食生活習慣の結果が現れはじめ、健康への関心が高まる時期でもあります。

忙しい生活に追われ、特に青年期においては、朝食の欠食が目立つなど、不規則な食習慣になりがちですが、自分の健康状態の把握に努め、健康を維持するために、規則正しい食習慣を実践することが重要です。

また、家庭や地域における食育の担い手として、食文化の継承や子ども達が健全な食習慣を実践できるように育てる役割も期待されます。



▲令和2年度よねざわ健康マイレージ チラシ兼ポイントカード

【取組の方向】

自分に合った食事量や栄養バランスの知識の習得の推進を目的として、主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスの良い食事について普及啓発を図るとともに、3食をきちんと食べて、生活リズムを保つことや適正体重を維持するため、日々の運動習慣の推奨や生活習慣の改善を目的にした健康マイレージ事業を継続して行います。

また、脂肪、食塩の過剰摂取による生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた健康教室や訪問指導・栄養指導を行うとともに健康経営推進の一環として、企業を対象とした減塩事業を推進します。

子どもを持つ家庭に対しては、親子や子どもを対象にした料理教室の開催や乳幼児健診、給食だよりや給食参観を通じた食や栄養の啓発を行います。

また、家族や友人、地域コミュニティでの共食を推奨し、子どもたちが多種多様な世代や地域でのコミュニケーション活動をとおした食育の推進を図ります。

伝統食や郷土料理に関心を持ち、調理をしたり、次世代に伝えたりすることができるよう、ヘルスメイト研修会、地区伝達講習会で伝統食材を使用します。

旬の食材や地場産農産物を活かした食事づくりができるよう、農産物直売所の情報発信の充実や地場産農産物を使った料理教室を開催します。

取組を推進していく手段として、SNSを活用した情報の発信に努めます。



▲企業を対象とした適塩教室

健康経営の一環としての従業員とその家族の食育の推進 ～レッツクッキング！子どもお弁当屋さんはじめました～



▲親子でおかひじきの収穫体験



▲食塩やお弁当づくりに関する講話



▲保護者へ届けるお弁当づくり



▲保護者の職場で一緒に食べる



●主な事業

- ➔ 地区健康教室や訪問による生活習慣病の発症及び重症化予防に向けた栄養指導の実施
- ➔ 健康相談窓口の実施
- ➔ 健康マイレージの実施
- ➔ 主食・主菜、副菜を組み合わせた食事の普及啓発
- ➔ SNSを活用した食育に関する情報の発信
- ➔ 小中学生の保護者を対象とした家庭教育講座の開催

(5) 高齢期（65歳～）

「健康を維持し、次世代に食を伝えよう」

高齢期は、退職や子どもの自立といった生活環境の変化や加齢に伴う身体的変化がある時期であり、身体の状態に合った食習慣を身に付けることが大切です。また、単身世帯や高齢者だけの世帯の増加から、栄養バランスの偏りや食事量の減少といった問題がみられます。低栄養に注意し、自分に合った食生活の実践により、健康を維持することが大切です。また、積極的に社会参加をして様々な世代の人と交流をもち、子どもたちや若い世代に正しい食の知識や行事食、郷土食といった食文化について伝えていくことも大切です。

【取組の方向】

低栄養や偏った食事にならないよう、主菜（肉・魚・卵・大豆製品）を十分に摂り栄養バランスのとれた食生活を実践するために、健康教室や訪問、健診時におけるフレイル予防に向けた栄養指導を実施します。また、歯の喪失による摂食・咀嚼機能の低下による低栄養予防のため、毎日の口の手入れで口腔内を清潔に保つとともに、定期的な歯科健診を受け、口腔の健康にも気をつけることが重要です。そのため、8020運動の推進や在宅寝たきり者訪問歯科診療事業を実施します。



▲「通いの場」での調理

高齢者の介護予防には、「社会参加」「十分な栄養」「体力の維持」が重要となります。外出を控えることは社会性の低下につながり、心と体の活発さを失う要因となります。身体を動かさないことで食欲が低下し、次第に体力が低下し、フレイルを招くことになります。高齢者が気軽に集まり交流する「通いの場」を活用して地域の友人や地域の人と一緒に調理をすることや栄養バランスのよい食事をともに摂ることは、フレイルの予防につながります。そのため、通いの場の利用の促進と通いの場の立ち上げの支援を行います。

また、郷土の文化や料理、作法についての豊富な知識・経験をもとに、食文化を次世代に伝えていく役割があります。ボランティアや地区活動に参加できるよう、食生活改善推進養成講座等による人材育成、コミュニティセンターや食育活動団体の支援を行います。

●主な事業

- 健康教室や訪問、健診におけるフレイル予防に向けた栄養指導の実施
- 住民主体の通いの場の利用促進や立ち上げ支援、栄養士による講話の実施
- 健康相談窓口の実施
- 健康マイレージの実施
- 低栄養の改善に向けた短期集中型の訪問による支援

第 5 章 推進体制と進行管理

第5章 推進体制と進行管理

I 推進体制

本計画の推進の主役は市民です。それは「食育」というものが、生きる上での基本であり、市民一人ひとりが食育に関心を持ち、日常生活の中で積極的に実践するものだからです。

そのため、食育の推進に当たっては、市民はもちろん、家庭や地域、学校、保育所、認定こども園等、生産者・農業関係団体、事業所、行政などが、それぞれの役割に応じた活動に主体的に取り組み、市民運動として連携・協働しながら推進していきます。

1. 計画推進のための関係者の役割

(1) 市民

市民は、一人ひとりが健康で豊かな生活を送るため、食に対する正しい知識と理解を深め、自ら判断し実践に努めます。また、家庭や地域、学校、職場など、市民生活のあらゆる分野において、自主的・積極的に食育に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(2) 家庭

家庭は、生涯を通して健全な食生活を実践する場であり、食育の場として重要な役割を担っています。子どもの頃から楽しく食べる環境づくりに配慮するとともに、家族団らんの中で、食事を作る人や生産する人への感謝の心を育み、食事のマナーを身に付け、家族の心身の健康を保持・増進する食生活を実践するよう努めます。

(3) 保育所、認定こども園等

保育所や認定こども園等は、家庭とともに基本的な食習慣を身につける重要な場所です。家庭と連携し子どもと保護者が基本的な食習慣を楽しく身につけることができるよう、保育及び教育の一環として位置づけて食育を推進していくよう努めます。

(4) 学校

学校は、望ましい食習慣を身につけ実践できる力を育成する役割があります。食に関する指導計画に基づき、総合学習や給食を通して食事の重要性、心身の健康、食生活が自然の恩恵や様々な人に支えられていることへの感謝の心を育成するとともに、家庭や地域と連携して食育を推進していくよう努めます。

(5) 地域

地域は、市民生活の拠点です。地域での食を楽しむ機会や体験活動により、市民が主体的に地域で食育に取り組むための支援を果たすことができます。地域の特性

を生かし、郷土料理や食文化に親しみ、市民相互のふれあいを通じて、食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践に取り組むよう努めます。

(6) 生産者・農業関係団体

農業体験活動の受け入れ、食物の生産過程を学ぶ機会の提供に加え、学校給食への地場産農産物の提供や伝統野菜の生産振興を図り、地域の食の基盤づくりに協力するよう努めます。

(7) 大学

本市の食や食文化に関する調査研究や、高度な技術を活用した地場産農産物や加工品の付加価値の向上に努めるものとします。特に山形県唯一の管理栄養士養成課程を有する県立米沢栄養大学は、健康や栄養に関する知識や技術を活用し、市民の健康で豊かな暮らしの実現に努めます。

(8) 食育推進団体

地域において市民一人ひとりが主体的に食育に取り組むために、食生活改善推進協議会、消費者団体、PTA、栄養士会といった食育を推進する団体がそれぞれに持つ専門性や特徴を生かし、生産・調理体験や地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及など、地域住民と一体となった活動に努めます。

(9) 事業所

多くの市民が一日の多くの時間を過ごす職場における健康の保持・増進の取組は重要です。健康経営を実践するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(10) 行政（米沢市）

行政は、市民一人ひとりが、自らの健康と食の大切さへの理解を深め、健やかで心豊かな生活を送るために、食育が市民運動として取り組まれるよう機運の醸成を図ります。

そして、市民、学校、保育所、認定こども園等、その他関係機関、団体との連携のもと、食育に関する施策を総合的に推進します。

2. 計画推進のイメージ

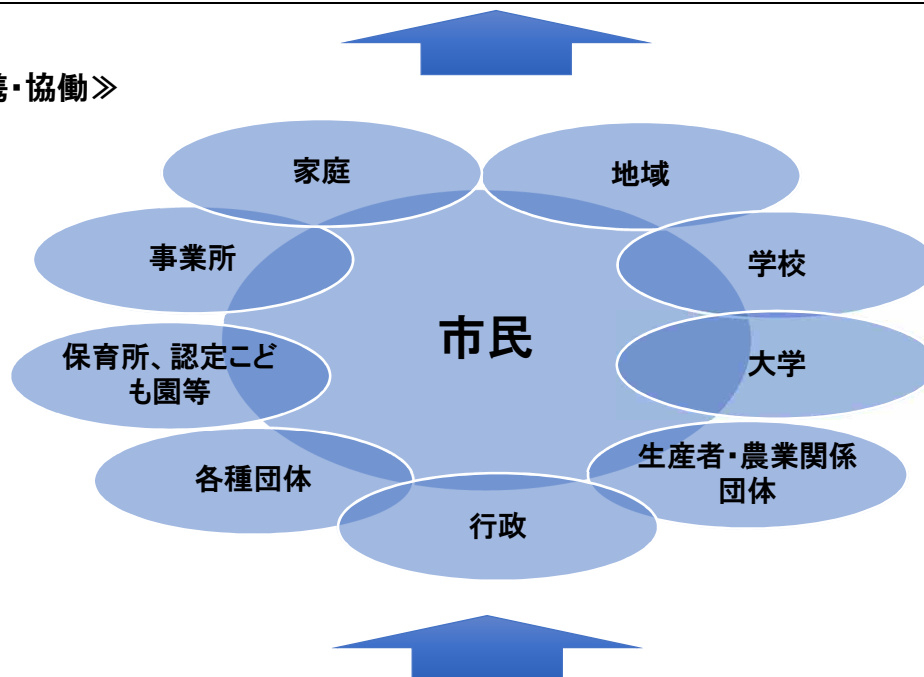
スローガン

「和」を「輪」で創る よねざわの食育

基本理念

市民一人ひとりが、自らの健康と、食の大切さへの理解を深め、
健やかで心豊かな生活を送る

《連携・協働》



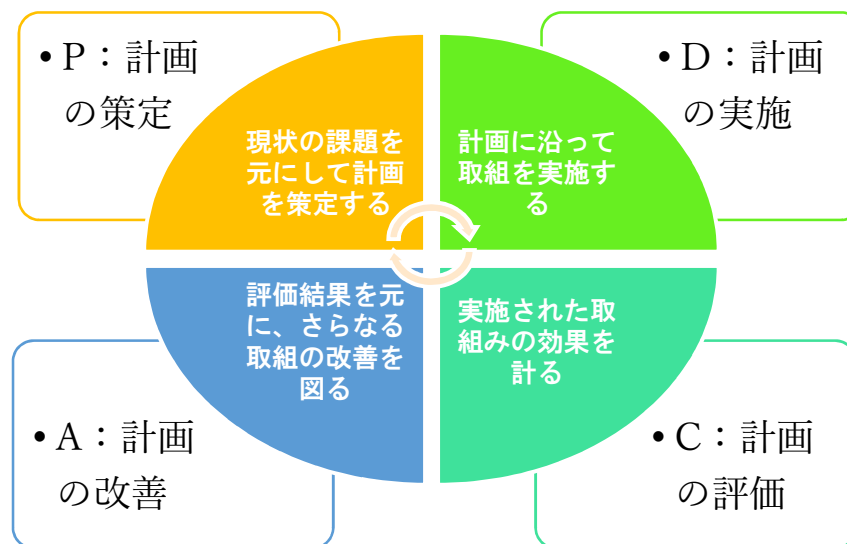
第3次米沢市食育推進計画

2 計画の管理

計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を常にチェックし、取組内容を修正するなど、柔軟に対応していくことが求められます。取組の評価結果に基づき課題等を把握し、改善を図ることが重要となるため、市民調査や関連する各計画の評価などで計画の目標の達成状況や現状を把握します。

さらに、市民や関連する団体、関係機関等で構成する「米沢市食育推進協議会」を設置し、食育に関する情報や意見交換を行うとともに、関係者等が相互連携のもとで実施できる仕組みづくりを推進し、計画の進行管理を行います。

計画に掲げた基本理念を実現するため、施策の進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取組内容の定期的な見直しを行います。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すPDCAサイクルに基づき、取組の実施状況について点検や評価を行い、取組を見直しながら、計画の着実な推進に努めます。



資料編

資料編

I 食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」

という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（平二七法六六・一部改正）

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、

市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 米沢市健康長寿のまちづくり推進条例

令和元年12月23日

条例第53号

誰もが健康で明るく元気に社会生活を送り、安心して暮らし続けることは、市民の願いである。健康とは、肉体的、精神的そして社会的にも全てが満たされた状態のことをいい、その状態を長く保つことは、市民一人一人が心豊かに生き生きと過ごすために重要である。

健康で過ごすことのできる期間を長く保つためには、市民が個々のライフステージに応じ心身の健康を保持することはもちろん、市が教育、文化、産業、環境等のあらゆる施策において市民の健康増進に寄与することに視点を置き、市民と一体となって健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に取り組むことが必要である。

また、家庭、学校、職場、地域等の社会環境は、人の健康に大きな影響を及ぼすことから、市のみならず、事業者、地域団体及び健康づくり関係者が、相互に連携し、市民の健康を支え、守るための社会環境づくりに取り組むことが必要である。

これらの取組を健康長寿のまちづくりとして総合的かつ計画的に推進し、もって市民誰もが健康で明るく元気に生活することができる社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における健康長寿のまちづくりの基本理念を定め、市民、事業者、地域団体及び健康づくり関係者の役割並びに市の責務を明確にするとともに、市民の健康づくりに必要な事項を定めることにより、健康長寿のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、市民誰もが生涯にわたり、健康で明るく元気に生活することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康長寿のまちづくり 全ての市民が、健康で明るく元気に活躍し続けるために個人の健康づくりに取り組むこと及び家庭、学校、職場、地域等を含む地域社会全体が個人の健康を支え、守ることができる社会環境づくりに取り組むことをいう。
- (2) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 地域団体 本市の区域内において営利を目的としない活動を行う団体をいう。
- (5) 健康づくり関係者 医療保険者、医療機関、教育機関その他市民の健康づくりに関する活動を行うものをいう。
- (6) ライフステージ 乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯における各段階をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民が健康で明るく元気に生活を送ることができる社会の実現を目指し、市民、事業者、地域団体、健康づくり関係者及び市がそれぞれの役割と責務を踏まえ、相互に連携、協力し、健康長寿のまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市が実施する施策についての理解と関心を深め、それぞれのライフステージに応じ、主体的に自らの心身の状態に即した健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、事業者、地域団体及び健康づくり関係者が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるとともに、従業員の健康管理を経営課題として捉え、従業員の健康増進に積極的に努めるものとする。

2 事業者は、市民、地域団体及び健康づくり関係者が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念に基づき、住みよい活力ある地域社会の形成を図るため、自らの持つ知識及び専門性を生かし、健康長寿のまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民、事業者及び健康づくり関係者が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(健康づくり関係者の役割)

第7条 健康づくり関係者は、基本理念に基づき、健康診査、がん検診、歯周病検診、栄養相談、健康相談等を通じて、市民の健康増進を図るとともに、健康づくりについて情報を提供し、市民が必要とする保健医療サービス等を受けられるよう努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、市民、事業者及び地域団体が行う健康長寿のまちづくり並びに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、個人の健康を支え、守る環境の整備を図るため、必要な施策に取り組むものとする。

2 市は、あらゆる分野において健康格差の縮小につながる施策に取り組むものとする。

3 健康長寿のまちづくりの推進に当たっては、基本理念を踏まえ各種計画等に基づき事業を行うものとする。

4 市は、市民、事業者、地域団体及び健康づくり関係者が主体となった健康長寿のまちづくりの推進を図るため、社会環境の整備に取り組むものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 市は、健康長寿のまちづくりの推進に当たっては、国、県、他の地方公共団体並びに保健、医療、栄養及び健康科学に関する分野を研究する大学、研究機関並びに企業と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(からだの健康づくり)

第10条 市及び健康づくり関係者は、からだの健康づくりの推進を図るため、がん予防、生活習慣病予防、感染症予防、介護予防及びからだの健康の保持に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

2 市及び健康づくり関係者は、生活習慣病等の早期発見、早期治療及び重症化予防を図るため、がん検診その他の検診、健康診査、保健指導の受診促進その他の必要な保健事業の推進に努めるものとする。

3 市及び健康づくり関係者は、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての知識の普及及び啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に関する取組を促進するよう努めるものとする。

(こころの健康づくり)

第11条 市は、こころの健康づくりの推進を図るため、こころの健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うとともに、こころの健康づくりに係る支援の充実及び相談体制の整備を図るものとする。

2 市は、自殺の予防を図るため、市民それぞれのライフステージに応じた情報提供、相談及び支援を行うものとする。

(歯及び口腔の健康づくり)

第12条 市及び健康づくり関係者は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

2 市及び健康づくり関係者は、障がい者、介護を必要とする高齢者その他特に支援を要する者への歯科健診、歯科医療その他の必要な歯科保健事業の推進に努めるものとする。

3 市及び健康づくり関係者は、市民それぞれのライフステージにおける効果的な歯科疾患の予防、歯周病検診及び歯科検診の実施並びに受診の促進、口腔機能の維持向上に資する取組その他の必要な歯科保健事業の推進に努めるものとする。

(食生活の改善)

第13条 市は、市民が食生活の改善に取り組むことができるよう必要な施策に取り組むとともに、市民の望ましい食習慣の形成を図るため、必要な教育並びに知識の普及及び啓発を行うものとする。

2 市は、ライフステージに応じた適切な量の食事及び栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

- 3 市は、事業者及び健康づくり関係者と連携し、市民が適切な塩分を摂取するための啓発活動、本市で生産された農産物による地産地消を考慮した栄養指導その他の市民の栄養の改善に関する施策に取り組むよう努めるものとする。

(運動その他の身体活動の推進、休養等)

第14条 市は、地域団体及び事業者と連携し、市民の運動その他身体活動を促進するため、本市の自然環境を活用した運動の普及及び啓発に取り組むよう努めるとともに、運動その他の身体活動の推進に必要な環境整備を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、地域団体及び事業者と連携し、市民が心身の健康の保持及び増進に取り組むことができるよう、適切な休養及び睡眠に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

(高齢者の健康づくり)

第15条 市は、高齢者が自らの心身の状態に応じた健康づくりを実践できるよう必要な施策に取り組むものとする。

- 2 市は、高齢者が地域社会を構成する重要な一員として尊重され、生きがいを持って健康な生活を営むことができるよう、趣味又は能力を生かす活動が行える場の提供、多様な社会的活動に参加する機会の拡大及び当該活動に参加しやすい環境の整備を図るものとする。
- 3 市は、高齢者の知識及び経験を生かすため、本人の意欲と能力に応じた就業機会の確保に努めるとともに、ボランティア活動への参加促進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 米沢市食育推進協議会設置要綱

平成23年9月22日

告示第230号

(設置)

第1条 本市が策定した食育推進計画に基づき食育の推進に関する施策を実施するため、米沢市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、食育基本法（平成17年法律第63号）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び食育の推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 食育に関する情報の収集及び交換並びに情報の発信に関すること。
- (2) 食育の推進に関する施策の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育に関連する団体に属する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(米沢市食育推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 米沢市食育推進計画策定委員会設置要綱（平成21年米沢市告示第138号）は、廃止する。

4 米沢市食育推進協議会 委員名簿

所属・団体名	役職等	氏名
山形県立米沢栄養大学 健康栄養学科	教授	安部 貴洋
山形おきたま農業協同組合	米沢地区総括理事	菅野 英一郎
米沢市教育委員会	栄養教諭	鈴木 美貴子
米沢市PTA連合会	会長	佐藤 大輔
米沢市保育会	栄養士	後藤 貴子
米沢市私立幼稚園・認定子ども園 連合会	園長	井上 征子
山形県栄養士会 米沢地域事業部	管理栄養士	相田 聡美
米沢市食生活改善推進協議会	会長	加地 早由里
愛宕 食と農を考える会	代表	伊藤 オキク
特定非営利活動法人 食育ママ	理事長	加藤 弥栄子
株式会社 米沢食肉公社	品質管理室長	三浦 崇
山形県立米沢栄養大学	健康栄養学科 3 年	石川 創平
山形大学工学部	大学院有機材料システム研究科 博士前期課程 2 年	阿部 公一

(順不同、敬称略)

5 策定経過

日時	会議等	内容
令和元年 5 月 24 日	第 1 回米沢市食育推進協議会	・委員の委嘱状交付
令和 2 年 1 月 17 日	第 2 回米沢市食育推進協議会	・市民アンケート調査の調査内容について
令和 2 年 5 月 22 日	第 3 回米沢市食育推進協議会 (書面開催)	・市民アンケート調査の実施について ・第 3 次米沢市食育推進計画案について
令和 2 年 6 月 5 日から 令和 2 年 6 月 19 日	市民アンケート調査	・市内在住の 20 歳以上の男女 1,000 人(無作為抽出)に実施 ・郵送による配付・回収 ・回収数(率) : 527 通(52.7%)
令和 2 年 8 月 7 日	第 4 回米沢市食育推進協議会	・市民アンケート調査の結果について ・第 3 次米沢市食育推進計画案について
令和 2 年 12 月 18 日	第 5 回米沢市食育推進協議会	・第 3 次米沢市食育推進計画案について
令和 3 年 1 月 15 日	第 6 回米沢市食育推進協議会	・第 3 次米沢市食育推進計画案について ・パブリックコメントの実施について
令和 3 年 2 月 1 日～ 令和 3 年 2 月 22 日	パブリックコメント	
令和 3 年 3 月 19 日	第 7 回米沢市食育推進協議会	・第 3 次米沢市食育推進計画案について
令和 3 年 3 月 31 日	第 3 次米沢市食育推進計画の 決定	

6 食育に関する市民の皆様からの御意見・御要望・御提案

令和2年度「食育」に関する市民アンケート調査から、食育への御意見・御要望・御提案の中で、代表的・特徴的なものを抜粋して紹介します。文章は原文を基本としていますが、固有名詞が含まれている場合や長文の場合などは、一部省略しています。

自由回答〔食育全般について〕

御意見・御要望・御提案
食育は年齢に関係なく毎日、勉強すべき、関心を持つべき。食べる、運動、寝る、つながりが必要。
年中行事、冠婚葬祭等、時代と共に変化しています。その時々には食べていた御馳走も変化し、手作り料理から既製品へ手間がかからないものへと。物流も発展しているいろいろな物が手に入り食べる機会も多くなりました。郷土料理や伝統料理にはあまりこだわりはありませんが料理を見れば懐かしく思い、この料理は法事の時に、これは田植えが終わった時に、これは正月やお盆等になど料理からその背景が思い出されます。
高齢になると摂取量が少なくなり廃棄することも多い。1人分程度の量を販売する食品が増えればうれしい。
フードロスによる排出される温室効果ガスが日本は多い。自然や動物たちを守るために一人ひとりができることを心がけたい。米沢の野菜は美味しいのにアピール（知らない人多い）した方がよい。
食はとても大切な事と考えています。食生活の乱れや安全性などが気になります。地元のは安全なのではと思いできる限り購入しています。私たち世代は、祖母から伝えられることが多かったが核家族化している今、伝えてくれる存在が大切だと思います。学校給食などで良い影響を与えてくれることを期待します。私たちも子ども世代、孫世代に伝えていければなと思います。
子どもに向けた食育が進み始めたかと感じますが、その親世代の理解、認識が深まらないと定着は進まないかと感じています。
もったいないをもっと意識して
今は独身なので自分の体のことだけを考えられますが、いつか結婚をして子どもを授かったら家族の健康にも気をつけなければならない。そのために今から食育について意識して、将来に備えたいと思います。

地産地消について、スーパーで買い物するが、正直端に地元の農産物がまとめられていると目がいきにくいし、どうしても安価な物を買ってしまうことが多いのもう少し地元のものをアピールしてほしいです。野菜を育てているのでわかりますが絶対味は美味しいですし、負けていないと思うので、このおいしさを伝えていきたいですね。調理方法とかレシピがスーパーの角でパネルになったらレシピでまよった主婦も思わず買っちゃいそうです。

店舗から出る食べ残しや期限切れの食品についてニュース等で話題になると、世界又は日本でもいろいろな理由から食事をとることができない人がたくさんいるのに、一方では捨ててしまうのかと、やるせない気持ちになります。郷土料理や伝統料理は、実はあまり知らないです。知っているのは芋煮くらいです。作り方も知らないなので、今年は何か作り方を覚えたいと思います。(できれば早く作れるもの)

小学校から配布されている給食だより等で郷土料理や旬の食材などを紹介いただいており子ども達もある程度認知しているようです。今後も続けていただきたく思っております。食生活は人の一生にも関わる大切なことだと思うので子ども達自身が興味をもって欲しいです。

現代はスーパーにいけばなんでもそろい簡単に手に入れる事ができます子育てしている親も働いている人が多く時間がないのですぐ食べられるのを求めると作るのが面倒になり段々と作らなくなると思う。子どももそれをみていると何とも思わないと思う。家族の味、郷土料理などは難しいと思う。

子どもが小さい時から生産者さんや昔からの郷土料理を作る機会にもっとふれあえる仕組みがあった方がいいと思います。食への興味や料理の楽しさを感じるタイミングが少ないのかなと感じます。「美味しい食材がたくさんあるのに地元で消費できないのはもったいないです。

いつでも1年中どんな野菜も手に入るようになっており、何が旬なのか、全く分からなくなっています。小さい頃から家庭でちょっとした庭作り、畑作りができるということが大切だと思います。そのことによって作る喜び家族の時間、土と自然と触れ合うことによって心が落ち着く感覚を我が子にも感じて欲しく我が家でも細々とやっています。

本来は家庭で教えなければならないことと考えます。社会が大きく変化するなかで、情報発信は必要なことと思います。計画を作成される際には食育全般の項目ごとになぜそれが大切なことなのかをかがけていただき、世代ごとに伝わりやすい発信と取組をお願いしたいと思います。大変なお仕事に取り組まれていることに対し、敬意を表します。

食育が大事だと言うことは理解していますが実践するとなるとなかなか出来ていません。でも、意識して調理することを心がければ少しは違うと思い少しずつ実践するようにします。

食育が大切な事は理解しているものの、どうしても価格が安いものを買ってしまう。地産地消が良いことはわかっているが贈呈用として買うことが多く、なかなか手が出ない。(特にさくらんぼ、米沢牛)

市内の大学に通う学生です。他県から移住したのですが飲食店での味付けが濃いうように感じる事が多々ありました。また、個人的な友好関係の間に限ったことかもしれませんが、通っている大学以外の大学の友人宅で食事した際も味が濃いものが多いと感じました。米沢の方と若者とが、濃い味を好む傾向にあるのではないかと予想しています。地域の方と学生に対し減塩をより呼びかけ市全体で取り組める計画を望んでいます。大学生も施策に関われればよいなと思いました。

食育は子どもが生まれてから興味をもちやすいと思うが、子どものうちに学ぶ機会が多くあればいいと思う。地産地消はいいことだが金銭的に価格が高ければ選びづらい。鮮度がよければ買う。そこを押してくれればいいと思う。食文化も年代が違くと口に合わない等もあるので大事なことだと思うがむずかしい。

私は50過ぎてから体のことを考えるようになり食育にもきにかけることとなりましたが、なんでも小さいころから親に教えてもらい自然と身につくことが一番だと思います。子育てのころは食育も大事なのですが他の事(仕事、子どもの教育)その他いろいろなことに気を取られ食育の実践はなされていなかったです。

食べた物で身体が作られているこの頃よく思う様になりました。バランスのとれた食事を取り、健康に生活するという事、適度な運動をするという事を子どもや孫達と楽しく食卓を囲みながら伝えていきたいと思っています。

一人暮らし夫婦のみとかの場合、食品の種類をいろんな物食べるのが難しい。これからますます少家族になる。栄養バランスがとれるか不安。

今回のアンケートが食育を知る良いきっかけとなりました。協力させていただき、ありがとうございました。

食に関する情報をSNSなどテレビ以外の方法で伝える。(ロスにならないようなセール情報など) 米沢はあまりSNS等の情報網が弱く、大学生などに伝わっていないと感じます。

商品のパッケージがおしゃれで素敵だと購買意欲がわきます。

食育が大切だと言われるようになり、だいぶ経ちますが各家庭、学校、保育所などにゆだねられ活発になってきましたが、それがまだ線となっていないように感じます。行政からの働きかけにより点が線となるよう願っております。

あまった食品を安価に提供できるしくみづくりを希望します。アプリ等で米沢市内の余った食品が分かると良いと思います。米沢市の食品廃棄の推移を見える化できれば意識も変わると思います。食品を廃棄する＝お金を捨てると一緒にです。

これからどんな風に世の中が変わっていくのかわからないけれど、スーパーやコンビニに行けば食べたいものがほとんどある。小さい頃（小学生、中学生頃）からも食育全般について子どもたちに興味を持ってもらえるような取り組みがあったら良いのではないかと思います。小さい頃幼稚園で食前に「お父さん、お母さん、お百姓さんありがとうございます」と手を合わせてから食事をいただいた記憶があります。米沢には幸いにも大災害が数少なかった恵まれたところですが、この先どうなるかわかりません。毎日食事がいただけることが当たり前ではないということを一年に一日でも考える日があればいいと思います。子供食堂の取り組みに関わっておられる方々、立派だなと思っております。

子どもたちが食べず嫌いになかなか手をつけてくれないからと、伝統料理から離れていたなと気づきました。笹巻など、子どもたちと一緒に作れそうなものから作っていきたいです。でも、作り方を知っているばあちゃんももう高齢…教えていただける方がいればと思うところです。

分かりやすい資料があるといいなと思います。個々の食材のカロリーや塩分とかではなく、からあげ→塩分のおさえかた、大根煮→薄味でも美味しい調理法のようによく作る料理や食材でいかに簡単においしい健康なご飯をつくれるか、写真やイラスト入りでポップに。めんどくさいと思いがちな離乳食や幼児食もざっくり簡単に作れるレシピ本のようなものがあるとうれしい。この食材は、米沢産で〇〇に売っているよとかのワンポイントアドバイスのものもあると、もしかしたら地産地消につながるかも。レジ脇とかに置いて無料だとみてるかも。

コロナのおかげで皆さん前にも増して自宅料理が多くなったと思います。そんな時、昔ながらの時間をかけた料理を作ることができたと思い、どこの家庭でもいい点がたくさんあったと思い喜んでいきます。私も、その一人で食は生きる元ですのでしっかり考えていきたいです。

7 用語解説

あ行

新しい生活様式

2020 年初頭から国内で流行した新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために必要とされる、行動変容の規範。長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に定着させ持続させていくことが求められている。1. 身体的距離の確保（できるだけ2m）、2. マスクの着用、3. 手洗い、の3つを、一人ひとりの基本的な感染防止策としている。

エシカル消費

“エシカル”は英語で「倫理的な・道徳的な」という意味。人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や消費行動を指し、貧困・人権・気候変動の世界共通課題の解決に有効とされる。日本では、消費者庁による『「倫理的消費」調査研究会』により、エシカル消費の枠組みづくりが行われ、「エシカル」という大きな枠の中に、「フェアトレード」、「オーガニック」、「地産地消」、「障がい者支援につながる商品」、「伝統工芸」、「動物福祉商品」、「寄付付き商品」、「リサイクル」など幅広い消費の形が含まれている。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service)。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のサービス。基本的には個人の情報発信機能と、他の人からのコメント機能などが統合された環境が提供されている場合が多い。

例 Facebook、Twitter、LINE など

か行

通いの場

住民同士が気軽に集まり、楽しいひと時と仲間づくりができる場のこと。集まることで交流ができ、人と人とのつながりの輪を広げられる。また、出かけることで介護予防につながることを期待される。

環境負荷

温室効果ガスの増大や生態系破壊など、地球環境に与える負の影響。

環境保全型農業

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

行事食

季節折々の伝統行事の際に食べる料理、特別な行事の時の華やいだ食事のこと。行事食には、家族の幸せや健康を願う意味がこめられている。

行事食としては、正月に食べるおせち料理や端午の節句に食べるかしわもち、冬至に食べるかぼちゃ料理などがある。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

健康経営

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

さ行

3010（サンマルイチマル）運動

宴会時の食べ残しを減らすための取組で、乾杯後30分間とお開きまでの10分間を料理を楽しむ時間とし、食品ロスを削減するもの。

消費者教育

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育。人が消費者として自立するためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身につける必要があり、その自立を助けるための働きかけのこと。

食育 SAT システム

IC タグを内蔵した様々な食品模型「フードモデル」を用いて、わかりやすく栄養指導を行うためのシステム。フードモデルをセンサーボックスに乗せると、サッと瞬時に栄養価計算が行われ、栄養成分などの情報が表示される。サッとできることから「SAT」の名前がついている。

食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通しての健康づくりをボランティアで推進している方たち。食生活改善推進員研修会で得た知識などを地域の人に伝えるために地区伝達講習会を開いている。なお、推進員になるには食生活改善推進員養成講座を受講する必要がある。

食農教育

一般的な食育活動に加えて、それを支える農業や地域、自然との関わりにも注目し、食を支える農業活動を知り、体験することで、食や「いのち」の大切さを学ぶこと。

食品ロス

食べ残し、売れ残りや期限が近いなどの理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本の食品ロスは、年間 600 万トンを超えている。国連や国においても目標値を掲げて食品ロスの削減に取り組んでいる。

た行

伝統食

その土地で古くから作られてきたものを用いて加工・調理された食物で、その地域の風土や習慣に合わせて長い年月をかけて作られたもの。

本市の伝統食としては、塩引き寿司、鯉の甘煮、カラカイ煮、冷や汁、芋煮などがある。

伝統食材

各地で古くから栽培・利用されてきた野菜や魚や肉などの食材。

本市の主な伝統食材には、鯉、雪菜、小野川豆もやし、遠山かぶ、梓山大根、うこぎなどがある。

な行

日本型食生活

昭和 50 年頃の食生活のこと。日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副菜から構成された栄養バランスに優れた食生活のこと。

は行

8020（ハチマルニイマル）運動

「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という運動のこと。

20 本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれており、それを日本人の平均寿命に近い 80 歳まで保てば、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえることができる。

早寝・早起き・朝ごはん運動

子どもたちのすこやかな成長のため、家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、子どもたちの基本的な生活習慣を確立させ、生活リズムの向上を図るために推進される取組のこと。

BMI (Body mass index) 体格指数

肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数のこと。

〔体重(kg) ÷ 〔身長(m)の2乗〕〕で算出される値。日本肥満学会の定めた基準では、18.5未満が「低体重（やせ）」、18.5以上25未満が「普通体重」、25以上が「肥満」となっている。

フレイル

老化に伴う種々の機能低下を基盤とし、様々な健康障害に対する脆弱性が増加している状態、すなわち健康障害に陥りやすい状態を指す。

フードマイレージ

食料の生産地から食卓までの距離に着目し、なるべく近くでとれた食材を食べた方が、輸送に伴う環境への負担が少なくなるという考え方。輸入食料に係るフードマイレージは、〔輸入量(t) × 輸送距離(km)〕で求められる。

や行

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。



Yonezawacity *food education* promotion plan